

みよし市ごみ処理基本計画中間見直し
基礎調査報告書（素案）

令和3年3月

みよし市

目 次

第 1 章 総論	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の性格	2
第 3 節 計画の概要	2
1 計画の期間	2
2 計画の範囲	2
3 用語の定義	3
第 2 章 地域の概況	4
第 1 節 市の概要	4
1 位置	4
2 自然条件	4
第 2 節 社会条件	5
1 人口	5
2 産業	7
3 関連計画	8
第 3 章 ごみ処理の現況と課題	9
第 1 節 ごみ処理行政の沿革	9
第 2 節 ごみ処理体制	10
1 分別区分と収集体制	10
2 ごみ処理フロー	12
第 3 節 ごみ処理の実績	13
1 ごみの排出量	13
2 ごみの組成分析	14
3 減量化、再生利用施策	15
4 収集・運搬	21
5 中間処理	22
6 最終処分	25
7 ごみ処理に係るコスト	26
第 4 節 ごみ処理の評価	28
1 分別区分の評価	28
2 システム分析による類似都市との比較評価	29
3 前計画の減量目標の達成状況	30
第 5 節 関係法令等	31
1 第四次循環型社会形成推進基本計画	32
2 県の廃棄物に関する計画	33
第 6 節 課題の整理	35

1 ごみの減量化・資源化	35
2 ごみの適正処理	37

第1章 総論

第1節 計画の目的

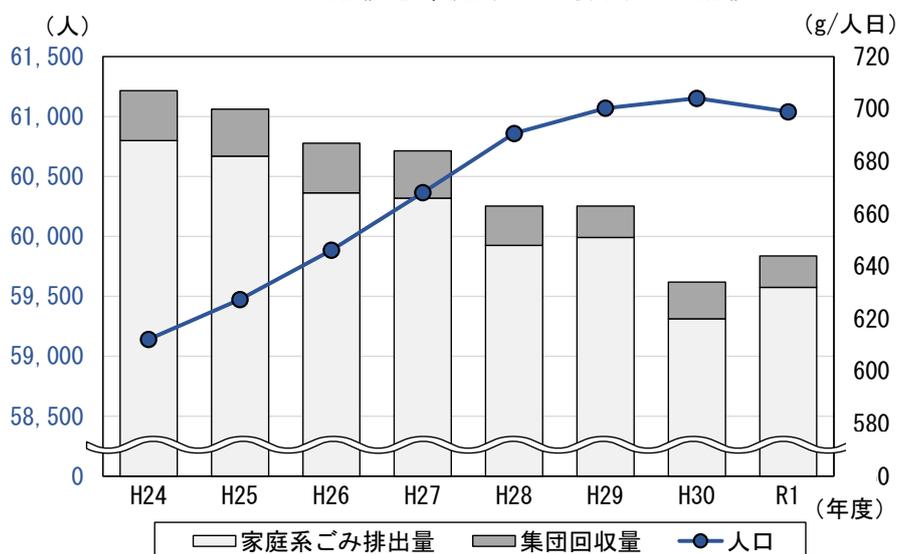
高度成長期とバブル期を経て大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造から急激な増加の一途を辿っていた我が国のごみ総排出量は、法律の整備、分別品目の拡充や各種リサイクルの進展など循環型社会の形成が進むとともに、産業構造の変化や景気変動、国民の環境意識の醸成等の影響もあり、平成12年度をピークに減少傾向に転じています。

一般廃棄物の適正な処理を行うため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項に基づき、市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないこととされています。

本市では平成24年度から令和8年度までを計画期間として策定した「みよし市ごみ処理基本計画」について、平成29年度に中間見直しを実施（以下、「前計画」という。）し、ごみの減量化・資源化、適正処理に取り組んでいます。その結果、人口が増加しているにもかかわらずごみ排出量、特に家庭系ごみ排出量は減少しており（図1-1）、「みよし市ごみ処理基本計画」の減量目標に向けて取り組んでいるところです。

そこで、本市のごみの減量化・資源化、適正処理について、ごみ処理を取り巻く社会情勢や市民意識の変化等を踏まえ、令和8年度の目標年度までの本市のごみ処理行政の基本的な方針を示すとともに、さらにその先の長期的かつ総合的な視野に立った「ごみ処理基本計画」とするため、前計画を見直します。

図1-1 人口推移と家庭系ごみ排出量の推移



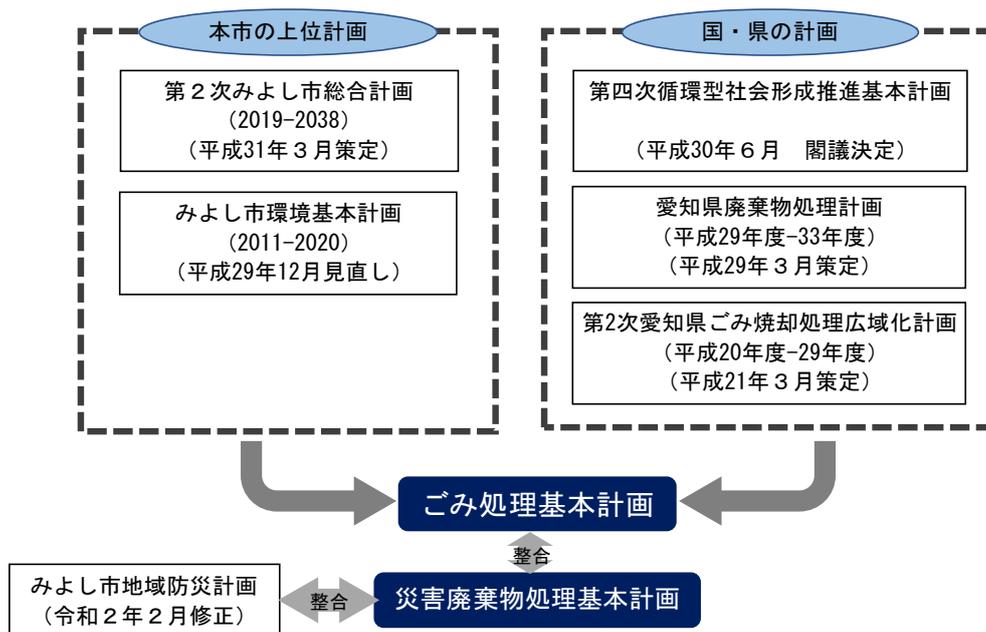
資料：各年度 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

第2節 計画の性格

本計画と他の計画の関係は図 1-2 のとおりです。

本計画は「廃棄物処理法 第 6 条第 1 項」及び「みよし市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定に基づき策定するものであり、環境基本法に基づく「環境基本計画」等と整合を図り、今後の廃棄物行政における長期的かつ総合的な指針となるものです。

図 1-2 本計画と他の計画との関係



第3節 計画の概要

1 計画の期間

本計画は計画期間平成 24 年度から令和 8 年度（平成 38 年度）までの「ごみ処理基本計画」の改定版であることから最終目標年度は前計画を踏襲し、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を計画期間とします。

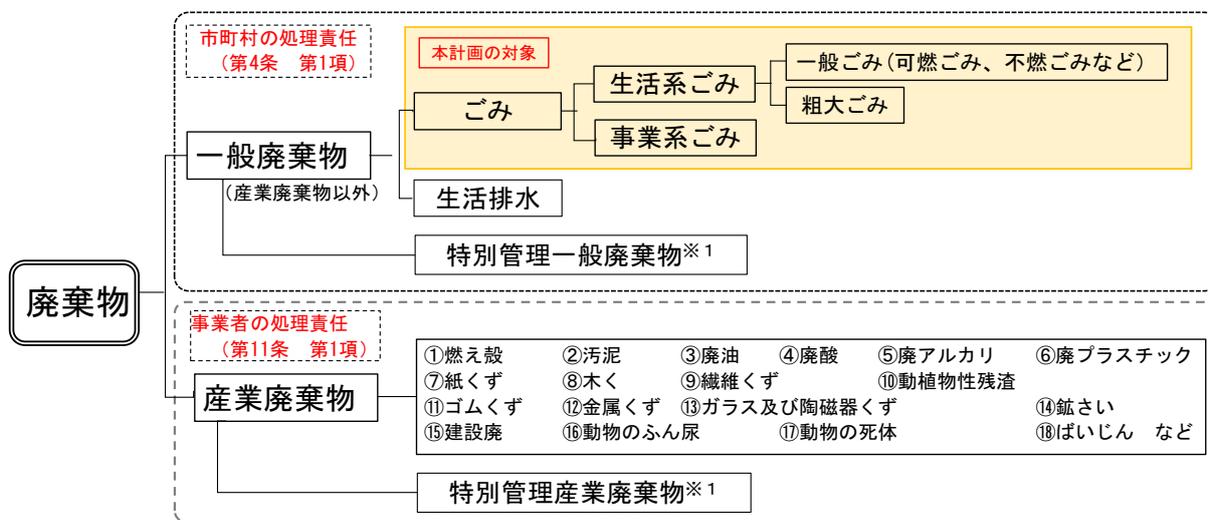
計画	年度	平成							令和							
		24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
みよし市ごみ処理基本計画		→														
中間見直し（前計画）						見直し	→									
中間見直し（本計画）										見直し	→					

2 計画の範囲

廃棄物処理法では「廃棄物」とは「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの」と定義され、産業廃棄物と一般廃棄物からなります。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃

棄物と定義されています。本計画において対象とする廃棄物は、図 1-3 に示す一般廃棄物のうち「ごみ」とします。

図 1-3 廃棄物の区分



※ 1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの（廃棄物処理法第 2 条 3、5）

3 用語の定義

ごみ処理に関連する用語は、排出量、収集量、それぞれに資源化物を含む場合や含まない場合など複雑で、出典等により異なる場合があります。そのため、本計画で使用する用語を図 1-4 に示すとおり定義します。

図 1-4 本計画で用いる用語の定義

排出・収集区分		用語の定義	
家庭系	収集	家庭系収集燃やすごみ	家庭系ごみ 収集量
		家庭系収集不燃ごみ	
		家庭系収集粗大ごみ	
		家庭系収集資源	
	自己搬入	家庭系搬入燃やすごみ	家庭系ごみ 搬入量
		家庭系搬入不燃ごみ	
		家庭系搬入粗大ごみ	
		家庭系搬入資源	
事業系	許可業者収集	事業系許可収集燃えるごみ	事業系ごみ 許可収集量
		事業系許可収集不燃ごみ	
		事業系許可収集粗大ごみ	
		事業系資源許可収集量	
	直接搬入	事業系直搬燃えるごみ	事業系ごみ 搬入量
		事業系直搬不燃ごみ	
		事業系直搬粗大ごみ	
		事業系直搬資源	
集団回収			

・ 家庭系（収集+搬入）資源+事業系（許可収集+直搬）資源 + 集団回収量+施設経由の資源化 : 総資源物回収量

・ 資源化率=総資源物回収量÷ごみ総排出量

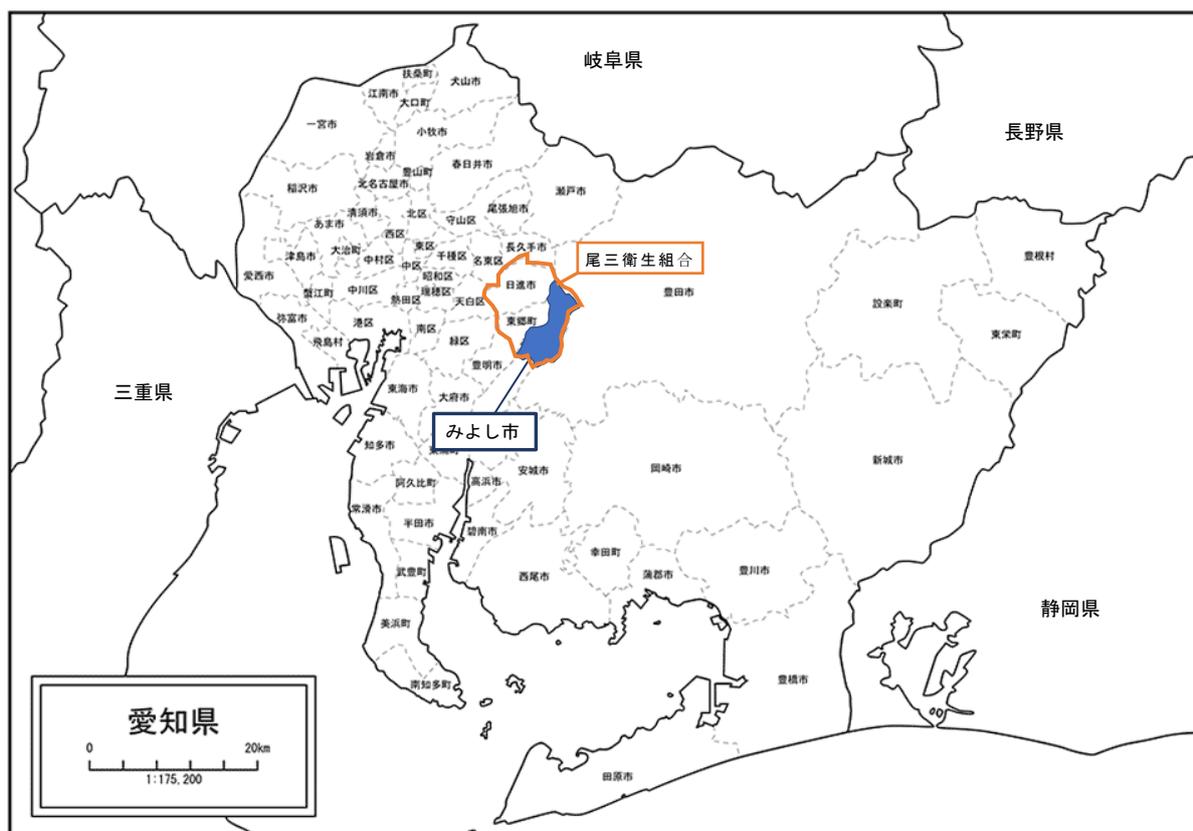
第2章 地域の概況

第1節 市の概要

1 位置

本市は、愛知県のおぼ中央部、西三河地区の西端にあり、名古屋市中心部から東へ約17 k m、豊田市中心部から西へ約7 k mに位置し、豊田市、刈谷市、日進市、愛知県東郷町と隣接しています。東西約5 k m、南北約10 k m最大幅があり、市域面積は32.19 k m²となっています（図2-1）。

図2-1 位置図



2 自然条件

(1) 気候

本市の気候は太平洋側特有の表日本式気候のうち東海式気候区に属しています。東海式気候区の特徴は比較的温暖で、冬の小雨、乾燥と夏の高温、多雨となっており、特に台風期の多雨が挙げられます。

図2-2に示すように降水量は台風などによって大きく変動しています。2020年は「令和2年7月豪雨」が発生しており、本市でも降水量が多くなっています。

過去の月別の平均気温については図2-3に示すとおりです。

今後は、気候変動による豪雨や大型台風への注意が必要です。

図 2-2 過去の月別降水量合計（豊田アメダスデータ）

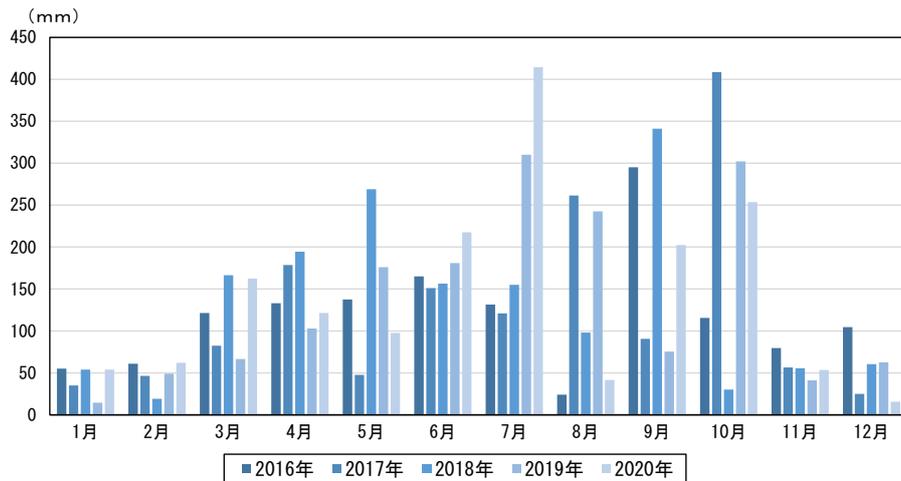
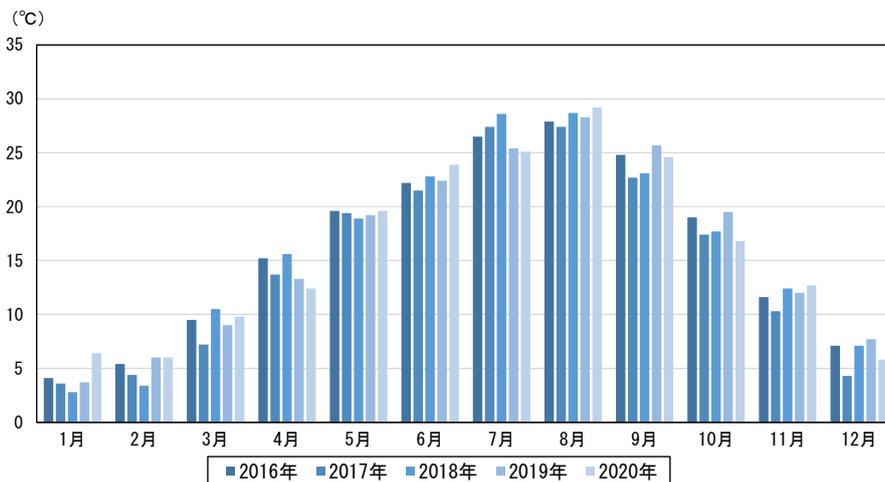


図 2-3 過去の月別平均気温（豊田アメダスデータ）



(2) 地勢

本市は豊田市側の北部から南部にかけて丘陵地を構え、中央部から西南部にかけてはやや平坦な地形となっています。南部の丘陵地には果樹栽培を主とした農業地帯となっていて、北部の丘陵地は土地区画整理事業により整備された住宅地が広がり、中央部の平坦地に市役所をはじめ公共施設が集積しています。本市の北部を源とする境川が東郷町との境界部を流れ、本市の東南端を豊田市から続く逢妻女川が流れています。

第2節 社会条件

1 人口

本市の長期的な人口推移を図 2-4 に示します。人口は令和元年度までは増加を続けていましたが、令和 2 年度に微減に転じています。一方世帯数は増加傾向が続いており、それに伴い世帯当たりの人員数は減少しています。

令和 2 年における人口は 61,040 人、世帯数 24,363 世帯となっています。

また、本市の高齢化率の推移を図 2-5 に示します。高齢化率は令和 2 年度で 18.2%と

なっています。本市は現在高齢社会（高齢化率 14%超から 21%）に該当しますが、全国の高齢化率の平均 28.4%（表 2-1）と比較すると高齢化率は低い状況です。しかしながら、高齢化率は増加傾向にあり、遠くない将来には超高齢社会（高齢化率 21%超）を迎えると思われます。

図 2-4 人口及び世帯数の推移

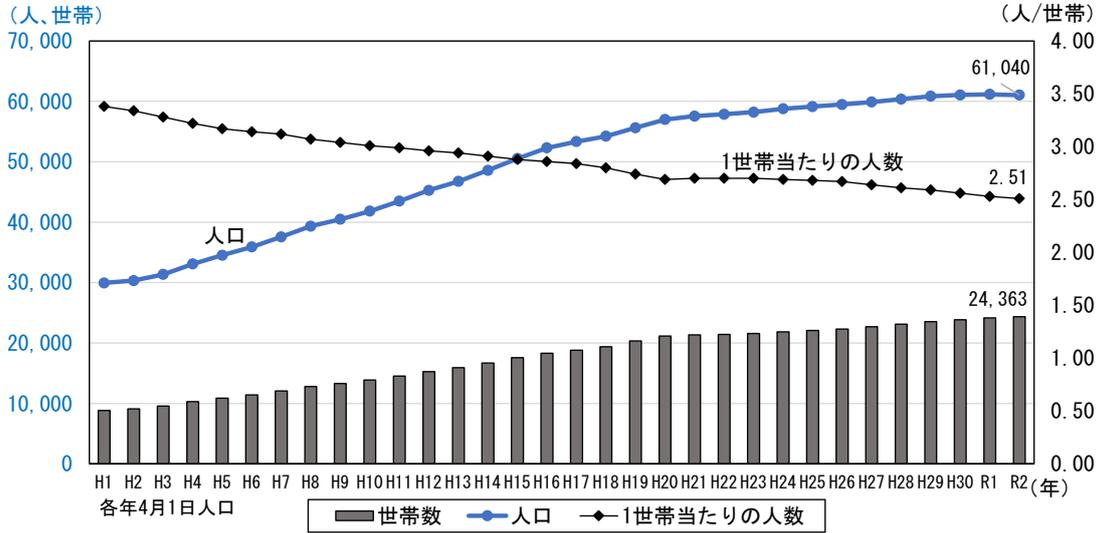


図 2-5 高齢化率の推移と高齢化の定義

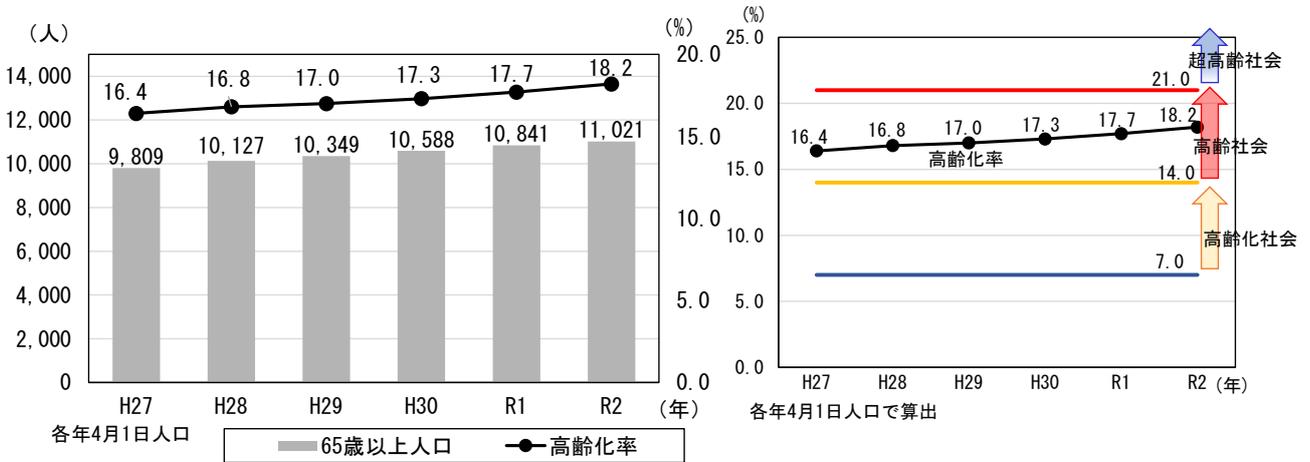


表 2-1 全国高齢化の現状

		令和元年10月1日		
		総数	男	女
人口 (万人)	総人口	12,617	6,141	6,476
	65歳以上人口	3,589	1,560	2,029
	65~74歳人口	1,740	831	908
	75歳以上人口	1,849	729	1,120
	15~64歳人口	7,507	3,802	3,705
	15歳未満人口	1,521	779	742
構成比	総人口	100.0	100.0	100.0
	65歳以上人口 (高齢化率)	28.4	25.4	31.3
	65~74歳人口	13.8	13.5	14.0
	75歳以上人口	14.7	11.9	17.3
	15~64歳人口	59.5	61.9	57.2
15歳未満人口	12.1	12.7	11.5	

資料：総務省「人口推計」令和元年10月1日（確定値）
 (注)「性比」は、女性人口100人に対する男性人口

資料：令和元年度版 高齢社会白書

2 産業

平成 28 年の事業所数及び従業者数は、公務を除く事業所数 1,856 事業所、公務を除く従業者数 34,025 人となっています（表 2-2）。

内訳をみると、事業所は卸売・小売業が約 21%と最も多く、次いで製造業が約 17%、宿泊業、飲食、サービス業が約 11%となっています。従業者数では、製造業が約 50%と最も多く、次いで卸売業・小売業が約 15%となっています（図 2-6）。

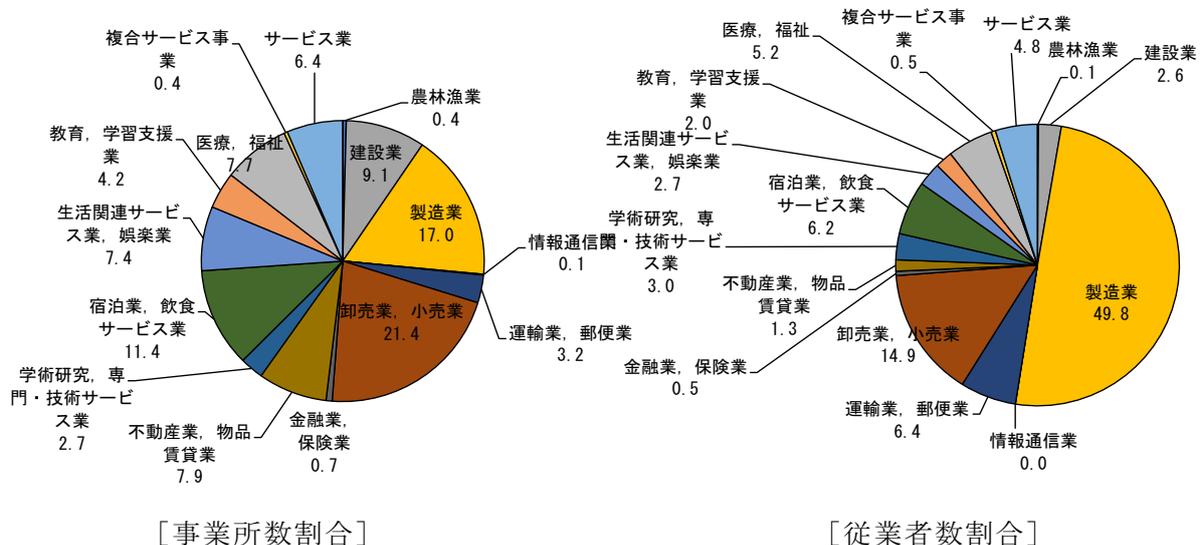
表 2-2 産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類	事業所数		従業者数	
	(事業所)	(%)	(人)	(%)
A～B 農林漁業	7	0.4	51	0.1
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-
D 建設業	170	9.1	877	2.6
E 製造業	315	17.0	16,929	49.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-
G 情報通信業	3	0.1	11	0.0
H 運輸業, 郵便業	59	3.2	2,173	6.4
I 卸売業, 小売業	397	21.4	5,087	14.9
J 金融業, 保険業	13	0.7	164	0.5
K 不動産業, 物品賃貸業	146	7.9	457	1.3
L 学術研究, 専門・技術サービス業	51	2.7	1,020	3.0
M 宿泊業, 飲食サービス業	211	11.4	2,112	6.2
N 生活関連サービス業, 娯楽業	138	7.4	929	2.7
O 教育, 学習支援業	78	4.2	678	2.0
P 医療, 福祉	143	7.7	1,754	5.2
Q 複合サービス事業	7	0.4	159	0.5
R サービス業(他に分類されないもの)	118	6.4	1,624	4.8
S 公務(他に分類されるものを除く)	-	-	-	-
全産業計	1,856	100.0	34,025	100.0

平成28年経済センサス活動調査

資料:みよしの統計 令和元年度版

図 2-6 産業分類別事業所数及び従業者数割合



平成 28 年 経済センサス活動調査
資料:みよしの統計 令和元年度版

3 関連計画

(1) 第2次みよし市総合計画（2019-2038）抜粋

みんなで育む笑顔輝くずっと住みたいまち

基本目標	取組方針	取組分野
自然環境を守り 未来へつなぐまち	環境にやさしいまちにしよう	循環型社会

●取組分野のねらい

リサイクルステーションの増設や3RIに関するPRなどにより、市民のリサイクル意識を高め、資源の再利用や再資源化を目指します。

●目標指標

指標名	指標の定義	現状値	中間値 (令和5年)	目標値 (令和10年)
再利用資源回収率	家庭系ごみの総排出量に占める 再利用資源回収量の割合	21.1% (平成28年)	27%	28%

主な取組

1 再利用資源回収率の向上
 再利用資源の有効利用とごみの減量化を推進し、市民のリサイクル意識の向上のため、リサイクルステーションを運営します。
 3カ所目のリサイクルステーションを開設し、再利用資源回収率の向上を図ります。

2 リサイクル活動の支援
 リサイクル意識の向上のために、市内で活動する小中学校PTAや子ども会などの団体に対し、資源ごみ回収のための活動を支援します。

3 生ごみ減量化の推進
 機械式生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器の購入に対しての支援をすることで、家庭から排出される生ごみを自ら処理することを推進し、生ごみの減量化を図ります。また、尾三衛生組合「東郷美化センター」から発生する焼却灰などの残渣を減少させ、最終埋立処分場の延命化を図ります。

(2) みよし市環境基本計画（2011-2020）（抜粋）

水と緑を守り、ともにつくる 環境共生都市・みよし

基本目標	取組みの方向性
3 限りある資源の有効活用による 循環型社会都市づくり	1 限りある資源の有効活用による 循環型社会都市づくり 2 資源の地域循環

1 限りある資源の有効活用による循環型社会都市づくり

【指標】

指標名	計画策定時 現状値(H20)	現状値 (H27)	中間目標		目標値(H32)	
			目標値	達成状況		
一人一日あたりの 再利用資源回収量 (g)	144	179	165	○	↑	(175) 180
再利用資源回収率 (%)	17	19	20	×	—	22
リサイクルステー ションの設置数 (箇所)	2	2	2	○	—	3

※()の数值は、現行計画策定時の数值を示す。

2 資源の地域循環

【指標】

指標名	計画策定時 現状値(H20)	現状値 (H27)	中間目標		目標値(H32)	
			目標値	達成状況		
産地施設などの 店舗数(店舗)	4	4	7	×	—	8
学校給食センタ ーでの利用率 (%)	33	38.8	41	×	—	46.0

第3章 ごみ処理の現況と課題

第1節 ごみ処理行政の沿革

ごみ処理行政の沿革を表 3-1 に示します。本計画では平成 15 年度から令和 2 年度までを整理します。

表 3-1 ごみ処理行政の沿革

年度	みよし市	尾三衛生組合
H15	グリーンステーション三好西側にリサイクルステーションみよし開設（2か所目） リサイクルステーションみよしにてプラスチック製容器包装の回収を追加 小サイズの可燃ごみ袋販売	
H16	ごみ収集業務（計画収集）全域で委託化	
H17	三好町分別収集計画改訂（H15～H19） リサイクルステーションみよしの回収品目に使い捨てライター、スプレー缶、食用油、割り箸を追加（回収品目17種類）	
H18	リサイクルステーションみよしの回収品目に陶器、水銀入り体温計を追加（回収品目19種類）	焼却施設・リサイクル施設精密機能検査
H19	三好町分別収集計画改訂（H20～H24） リサイクルステーションみよしの回収品目にオートバイ用・自動車用バッテリー、CD・DVD、CD・DVDケースを追加（回収品目22種類）	リサイクルステーション移設
H20	レジ袋の無料配布を中止	
H21	レジ袋の無料配布中止店舗拡大	焼却施設整備基本構想策定
H22	みよし市分別収集計画改訂（H22～H26） みよし市環境基本計画策定（H23～H34）	
H23	みよし市不燃物埋立処分場適正化工事着工（～H24.12） 「ポイ捨て等の防止に関する条例」制定、平成24年4月より施行 ごみ処理基本計画改訂	ごみ処理基本計画改訂、計量機増設
H24	みよし市不燃物埋立処分場適正化工事完了	尾三地域循環型社会形成推進地域計画策定
H25	みよし市不燃物埋立処分場受入再開 使用済家庭用小型家電製品の回収（リサイクルステーションみよしの回収品目に追加）開始	旧施設解体工事（ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設）H25～H26 廃棄物処理施設長寿化計画策定
H27		ごみ焼却施設基幹的設備改良工事H27～31 ストックヤード整備工事
H28	ごみ処理基本計画素案作成	資源回収ストックヤード開設 ごみ処理基本計画見直し
H29	計画収集のびん、缶の処理先を民間業者へ変更 ごみ処理基本計画中間見直し	
H30	不燃ごみの金属類、陶磁器ガラスへの分別収集開始（計画収集）	
R 1	再利用資源にペットボトルを加えた収集を開始（計画収集）	
R 2	プラスチック製容器包装の収集開始（計画収集） 三好公園第4駐車場北にリサイクルステーションみよし開設（3か所目） ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の運用開始	

第2節 ごみ処理体制

1 分別区分と収集体制

ごみの分別区分を表 3-2 に示します。燃やすごみ（以下、「可燃ごみ」と言います。）、燃えないごみ（以下、「不燃ごみ」と言います。）、粗大ごみと再利用資源です。

分け方・出し方の詳細は図 3-1 に示すとおりです。

表 3-2 ごみの分別区分と収集体制（令和 2 年度）

区 分		出し方	頻 度	内 容
可燃 ごみ	燃やすごみ	市指定袋	2回/週	台所ごみ、革製品、木くず、カセットテープ、ビデオテープ、バケツ、CD、プラスチック製おもちゃ等
不燃 ごみ	金属ごみ	市指定袋	2回/月	金属くず（フライパン、鍋、ねじ、やかんなど）、危険物類（はさみ、包丁、スプレー缶など）、その他（割れた蛍光灯、白熱・LED電球、傘、ボトル型缶のふたなど）
	陶磁器・ガラスごみ	市指定袋	1回/月	ガラスくず（板ガラス、コップ、花瓶など）、陶磁器類（茶碗、食器、植木鉢など）、その他（鏡、水槽、人形ケースなど）
粗大ごみ		戸別収集	電話予約	家具（たんす・ソファ等）、電気製品（電子レンジ・扇風機等）、石油機器（コンロ・ファンヒーター等）、寝具・敷物（ふとん・じゅうたん等）、自転車等
再利用 資源	プラスチック製容器包装	市指定袋	1回/週	 マークが表示しているものが対象 プラスチック製容器包装（ボトル類、カップ類、トレイ類、ポリ袋等）
	びん	コンテナ	1回/月	酒類びん、ビールびん、ジャムびん、ドリンクびん、しょうゆびん等、飲料用・びん詰用びん
	かん	コンテナ	1回/月	飲料缶、缶詰用缶、海苔缶、粉ミルク缶等
	ペットボトル	青色ネット	1回/月	 マークの入った容器 ペットボトル（飲料・酒類・しょうゆ類）

2 ごみ処理フロー

ごみ処理フローを図 3-2 に示します。

(1) 可燃ごみ

東郷美化センターのごみ焼却施設において焼却処理を行い、鉄類、焼却残渣の一部を資源化しています。

(2) 不燃ごみ及び粗大ごみ、金属ごみ、陶磁器・ガラス

直接埋立物以外のものは、東郷美化センターの破砕処理施設において破砕処理を行い、鉄・アルミは資源化、可燃性破砕残渣は焼却処理、破砕残渣は最終処分しています。

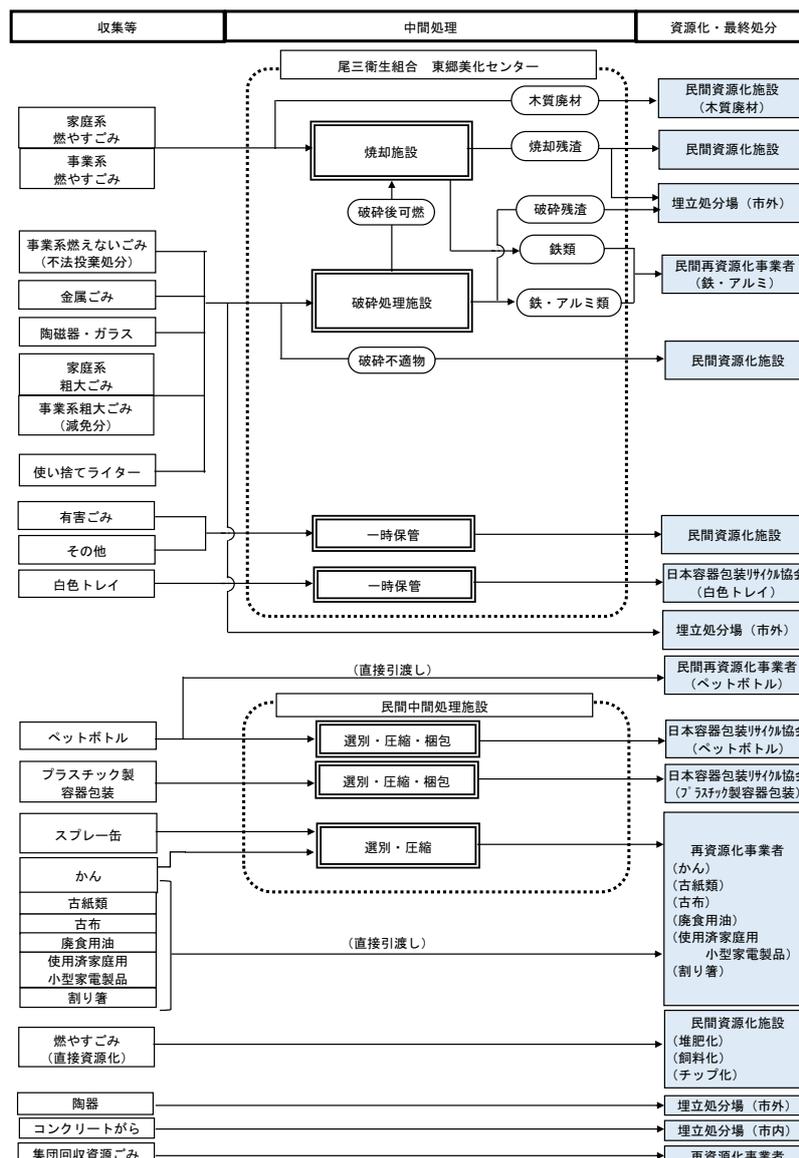
(3) プラスチック製容器包装、ペットボトル

民間中間処理施設で破砕・圧縮・梱包した後、日本容器包装リサイクル協会に搬入し資源化しています。

(4) その他の資源

概ね民間の資源化業者に直接引渡し、資源化しています。

図 3-2 ごみ処理フロー



第3節 ごみ処理の実績

1 ごみの排出量

ごみ総排出量の推移を図 3-3 に示します。

平成 27 年度からの 5 年間では、ごみ総排出量は増減しながら推移しています。

ごみ区分別にみると、家庭系可燃ごみ排出量が若干増加傾向を示している他は、減少傾向にあります。

また、1 人 1 日当たりの家庭系ごみ総排出量（以下「家庭系原単位」と言います。）の推移を図 3-4 に示します。

家庭系原単位は全国平均及び人口規模が同程度の自治体平均と比較すると平成 29 年度までは上回っていましたが、平成 30 年度は急激に減少し下回りました。家庭系ごみ総排出量原単位の減少傾向は家庭系資源排出量の減少傾向が一因となっています。ただし、本市の令和元年度の家庭系原単位は平成 30 年度実績より増加しました。

図 3-3 ごみ総排出量の推移

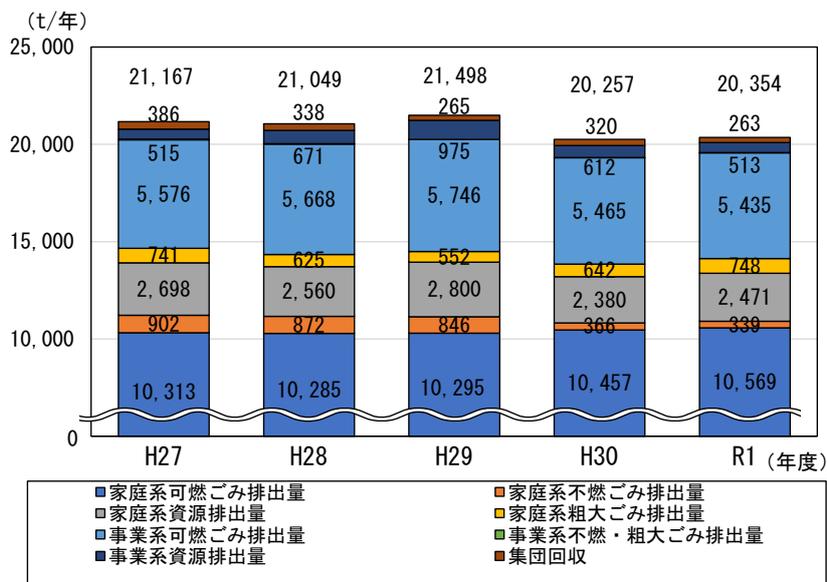
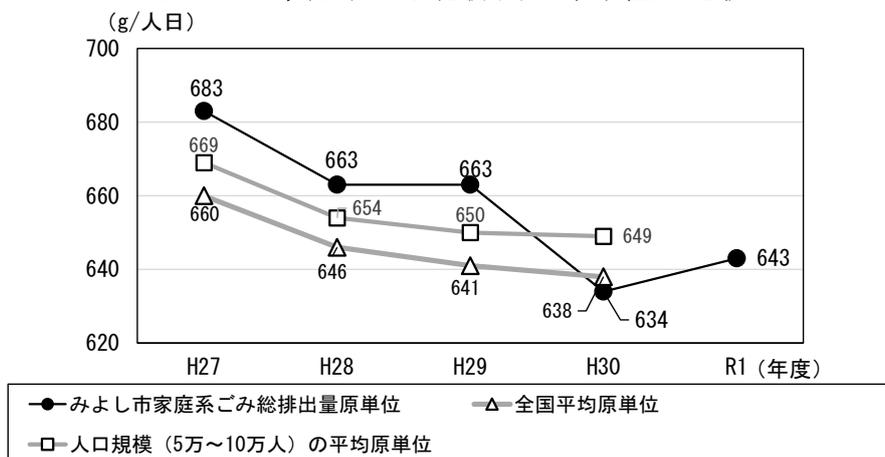


図 3-4 家庭系ごみ総排出量原単位の比較



2 ごみの組成分析

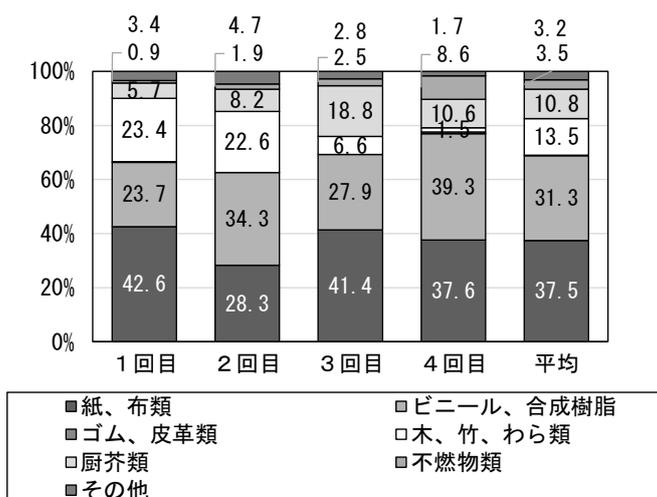
平成30年度の可燃ごみと不燃ごみの組成調査結果は表3-3、図3-5、図3-6に示すとおりです。

表3-3 可燃ごみ組成調査結果

項目		可燃ごみ					
		6月12日	8月20日	10月15日	1月21日	平均	
組成分析	紙、布類	%	42.6	28.3	41.4	37.6	37.5
	ビニール、合成樹脂	%	23.7	34.3	27.9	39.3	31.3
	ゴム、皮革類	%	0.3	0.0	0.0	0.7	0.3
	木、竹、わら類	%	23.4	22.6	6.6	1.5	13.5
	厨芥類	%	5.7	8.2	18.8	10.6	10.8
	不燃物類	%	0.9	1.9	2.5	8.6	3.5
	その他	%	3.4	4.7	2.8	1.7	3.2
単位容積重量		kg/m ³	140	160	150	200	163
三成分	水分	%	48.6	42.6	49.0	32.4	43.2
	灰分	%	5.0	6.7	6.4	11.6	7.4
	可燃分	%	46.4	50.7	44.6	56.0	49.4
低位発熱量（実測値による算出）		kJ/kg	9,628	11,302	8,791	14,651	11,093
低位発熱量（計算値-推定式による算出）		kJ/kg	7,535	8,372	7,116	9,628	8,163

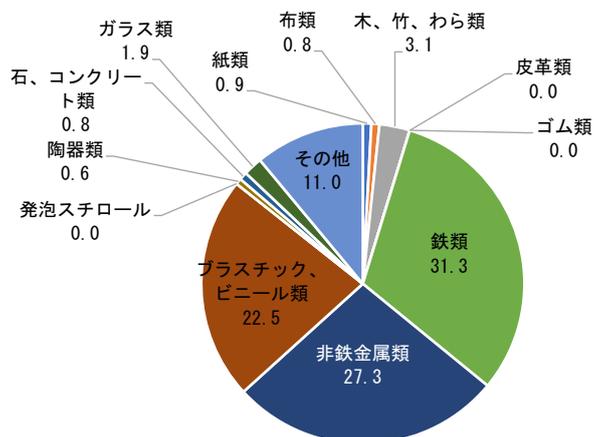
低位発熱量はSI単位（国際単位系）とし、1kcal=4.186kJで換算
※平成30年度調査

図3-5 可燃ごみ組成調査結果



※平成30年度調査

図3-6 不燃ごみ組成調査結果



※平成30年度調査

3 減量化、再生利用施策

本市ではごみの減量化、資源の再利用、再資源化を推進するため、市民へ資源物回収の多様な手段を提供していきます。

(1) 資源の分別収集（ステーション方式）

本市ではプラスチック製容器包装、金属ごみ、びん・かん・ペットボトルを資源として分別しています。

プラスチック製容器包装と金属ごみは各地区の指定した場所に市指定ごみ袋に入れて排出します。プラスチック製容器包装は週1回、金属ごみは月2回収集します。

びんとかんは専用の折りたたみ式コンテナを配布し、ペットボトルはネットを設置し分別収集を月1回行っています。

図 3-7 資源（ステーション方式）の分け方出し方

プラスチック製 容器包装	 市指定ごみ袋	<p>♻️マークが表示してあるものが対象です。ペットボトルは入れないでください。</p> <p>ボトル類 (シャンプー、ドレッシングなど)</p> <p>カップ類 (カップ麺、コンビニ弁当など)</p> <p>トレイ類 (肉・魚などの白トレイ、色トレイ)</p> <p>ポリ袋 (レジ袋、お菓子などの袋)</p> <p>その他 (発泡スチロールなどの緩衝材、プラスチック製のフタ類、食料用ネット)</p>	<p>回収できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マークがついているもの ●包装ではなく、商品そのもの（プラスチック製のおもちゃ、洗面器、バケツなど） ●汚れが落とせないもの 		
金属ごみ	 市指定ごみ袋	<p>金属くず (フライパン、鍋、ねじ、やかんなど)</p> <p>危険物類 (はさみ、包丁、穴を開けて中身が残っていないスプレー缶など)</p> <p>その他 (割れた蛍光灯や白熱・LED電球、傘、ボトル型の缶のふたなど)</p> <p>刃物は、収集に危険がないよう紙などに包んでから、指定袋に入れてください。</p>			
びん・かん・ペットボトル	<p> 青色コンテナ</p> <p> 黄色コンテナ</p> <p> 青色ネット</p>	<p>酒類びん ビールびん、ジャムびん、ドリンクびん、しょうゆびん等</p> <p>飲料用びん</p> <p>飲料缶</p> <p>缶詰用缶 海苔缶、粉末ミルク缶</p> <p>ペットボトル</p> <p>♻️マークの入った容器（飲料・酒類・しょうゆ類）を、中をすすいでふたとラベルを剥がしてつぶして出してください。ラベルはプラスチック製容器包装へ</p>	<p>お願い</p> <p>ふたを取って中身を抜き、水ですすいでください。</p> <p>青色のコンテナへ入れてください。</p> <p>ふたはプラスチック製なら割らずに全量ごみへ</p> <p>以下は出さないでください。</p> <p>汚れているびん、割れているびん、肉類製のびん、乳白色の化粧品びん、びんでないもの</p>	<p>お願い</p> <p>中身を抜き、水ですすいでください。</p> <p>つぶさずに黄色のコンテナへ入れてください。</p> <p>以下は出さないでください。</p> <p>汚れている缶、スプレー缶、カセットコンロ用ガスボンベ、オイル缶・ペンキ缶、缶でないもの</p>	<p>お願い</p> <p>中身を抜き、水ですすいでください。</p> <p>ふたとラベルを取ってつぶして出してください。</p> <p>以下は出さないでください。</p> <p>汚れているペットボトル、ビン・缶類、紙パック類、ふたとラベルを外していないペットボトル</p>

(2) リサイクルステーションみよしの資源回収（拠点回収）

市内3か所に設置している「リサイクルステーションみよし」で表3-4に示す品目を随時（午前10時～午後6時）回収しています。

【場所】①メグリア三好店

②グリーンステーション三好

③三好公園第4駐車場北

表 3-4 拠点回収の回収品目

回収品目 (23 品目)		
○新聞紙	○割り箸 (木製のみ)	○廃食用油
○雑誌・雑紙	○びん	○陶磁器
○紙パック	○アルミ缶	○CD・DVD
○段ボール	○スチール缶	○CD・DVD ケース
○古着	○白色トレイ	○オートバイ用・自動車用 バッテリー
○ペットボトル	○蛍光灯・蛍光管	○水銀入り体温計
○プラスチック製容器包装	○乾電池	○小型家電製品
○スプレー缶	○使い捨てライター	

図 3-8 リサイクルステーションみよしの資源回収 (拠点回収) の分け方出し方

リサイクルステーションみよし	<p>【場 所】 ※右下の地図参照 ①メグリア三好店 ②グリーンステーション三好 ③新リサイクルステーション</p> <p>【開所時間】 午前10時～午後6時</p> <p>【閉 所 日】 年末年始(12/29～翌年1/3) 搬入は閉所時間の5分前までをお願いします。</p> <p>※小型家電製品は、グリーンステーション三好と新リサイクルステーションで回収しています。メグリア三好店では回収していません。</p>	<p>新聞・折込広告 雑誌・雑紙 清潔に使用したひも類は取り除いてください。</p> <p>紙パック 中を水洗いし、切り開いて乾かしてから出してください。</p> <p>段ボール クリップ等の金属は取り除いてください。</p> <p>アルミ・スチール缶 (飲料用・食品用) 中身を抜き、水ですすいで、つぶさずに出してください。</p> <p>古着 洗濯またはクリーニングしたものをきれいにたたんで出してください。</p> <p>CD・DVD CD・DVDのケース 割れているものも回収できます。</p>
	<p>びん (飲料用・食品用) 中をすすいで、ふたを取って出してください。割れたびんは回収できません。</p> <p>ペットボトル マークの入った容器(飲料・酒類・しょうゆ類)を、中をすすいで、ふたを取ってつぶして出してください。</p> <p>白色トレイ きれいに洗って乾かしてから出してください。</p> <p>プラスチック製容器包装 マークのもののレジ袋・発泡スチロール・プチプチ等緩衝材等が対象です。</p> <p>スプレー缶 使い切った後は、缶に穴を開けなくても結構です。ガセットコンロ用ガスボンベも対象です。</p> <p>陶磁器 茶碗、皿、湯のみなどの食器</p> <p>インクカートリッジ ブラザー工業、デル、セイコーエプソン、日本ビクター、リコー、キヤノンのもの</p> <p>乾電池・蛍光管 充電式乾電池は対象外です。割れたものや蛍光管以外のものは対象外です。</p> <p>廃食用油 必ず「廃油」のマークが印刷されている容器(ペットボトル等)で回収してください。中身のわかる容器ごと回収いたします。</p> <p>割り箸 (木製のみ) 洗わずとも結構ですが、食べかすや包装紙、ビニールなどは取り除いてから出しましょう。竹箸や漆箸等は対象外です。</p> <p>使い捨てライター 必ず使い切ったから出しましょう。</p> <p>オートバイ用・自動車用バッテリー</p> <p>水銀入り体温計</p> <p>小型家電製品 家電リサイクル法対象品(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・洗濯機・乾燥機)および充電式乾電池は対象外です。</p>	

(3) その他の拠点回収

リサイクルステーションみよしの他にも拠点を設置し、資源物の回収を行っています。

- 【場所】 ○市役所
○各行政区公民館・児童館・集会所

表 3-5 その他の拠点回収の回収品目

回収品目	
市役所	各行政区公民館・児童館・集会所
<ul style="list-style-type: none"> ○びん ○かん ○紙パック ○ペットボトル ○乾電池 ○使い捨てライター ○インクカートリッジ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ペットボトル ○乾電池 ○蛍光管

図 3-9 その他の拠点回収の分け方出し方

市役所	<p>びん・かん (飲料用・食品用) 中をすすいで、ふたを取って出してください。割れたびんは回収できません。</p> <p>紙パック 中を水洗いし、切り開いて乾かしてから出してください。</p> <p>ペットボトル マークの入った容器(飲料・酒類・しょうゆ類)を、中をすすいでふたとラベルを取ってつぶして出してください。ラベルはプラスチック製容器包装へ</p> <p>乾電池 充電式乾電池は対象外です。</p> <p>使い捨てライター 必ず使い切ったから回収してください。</p> <p>インクカートリッジ</p>
各行政区公民館・児童館・集会所	<p>ペットボトル マークの入った容器(飲料・酒類・しょうゆ類)を、中をすすいでふたとラベルを取ってつぶして出してください。ラベルはプラスチック製容器包装へ</p> <p>乾電池・蛍光管 充電式乾電池は対象外です。割れたものや蛍光管以外のものは対象外です。</p>

(4) 集団回収

本市は「みよし市資源ごみ回収推進に関する補助金」があります。この補助金は、

団体が実施する資源ごみの回収活動を支援することにより、ごみの減量化及び資源ごみの有効利用を推進するとともに、市民のごみの減量化及び有効利用に対する意識の向上を図ることを目的とするものです。

集団回収量の実績を表 3-6、図 3-11 に示します。集団回収量は増減しながら、減少傾向を示しています。

○補助の概要（みよし市資源ごみ回収推進に関する補助金交付要綱）

【団体】 小学校の P T A、保育園・幼稚園父母の会、子ども会等市民で組織された営利を目的としない各種団体をいいます（登録制）。

【資源ごみ】 新聞紙、古布、雑誌、段ボール、紙パック

【補助金額】 資源ごみ 1 k g 当たり 5 円

図 3-10 集団回収の分け方出し方

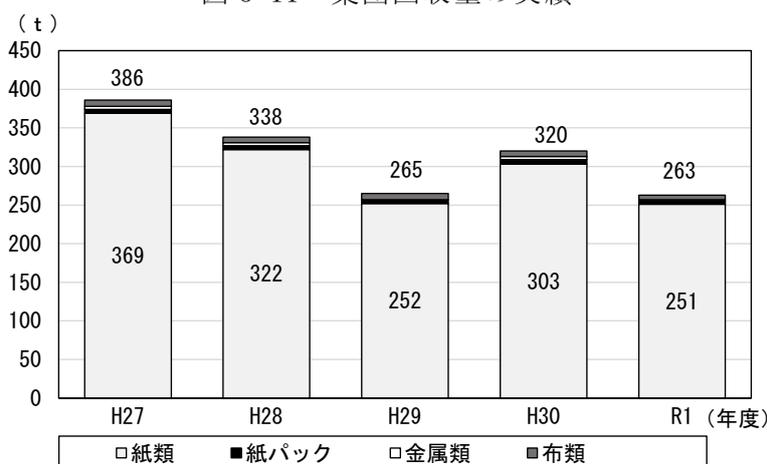


表 3-6 集団回収量の実績

(単位：t)

年度	H27	H28	H29	H30	R1
紙類	369	322	252	303	251
紙パック	5	5	5	6	4
金属類	4	4	0	4	2
布類	8	7	8	7	6
計	386	338	265	320	263

図 3-11 集団回収量の実績



(5) 生ごみ堆肥化

家庭からの生ごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器及び機械式生ごみ処理機の購入費補助を行っています。

購入補助の実績は表 3-7 に示すとおりです。令和元年度は機械式生ごみ処理機が 11 基、生ごみ堆肥化容器についてはコンポスト式が 1 基、密閉容器式が 0 基となっています。

①生ごみ堆肥化容器の補助の概要(みよし市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱)

【補助対象容器】○屋外据置き式容器（容量 1000 リットル以上）

○密閉式容器（容量 15 リットル以上）

【補助対象者】市内に住所を有する者で、指定店を通じて容器を購入した者

【補助金額】補助金の額は、販売価格(消費税を含む。)の 3 分の 1 以内とし、屋外据置き式容器は 2,000 円、密閉式容器は 600 円を限度とする。

②機械式生ごみ処理機（みよし市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱）

【補助対象容器】生ごみを単に粉碎するだけでなく、加熱、バクテリア等による分解等の方法により、生ごみの容積を減少し、又は消滅させる機械式の機器

【補助対象者】○本市の住民基本台帳に記録されている者

○県民税及び市税等を滞納していない者

○処理機を日本国内に所在する販売店から購入した者

○暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

【補助金額】処理機の購入価格の 2 分の 1 に相当する額で、補助金の額は、30,000 円を限度とする。

表 3-7 生ごみ処理機の購入補助実績

(単位：基)

年度		H27	H28	H29	H30	R1
生ごみ処理機の種類						
機械式生ごみ処理機		16	15	17	20	11
生ごみ堆肥化容器	コンポスト式	1	9	15	4	1
	密閉式	1	14	5	9	0
計		18	38	37	33	12

(6) 尾三衛生組合 エコサイクルプラザにおける活動

エコサイクルプラザは循環型社会推進のため、環境やリサイクルについて関心を持ってもらえるよう、ごみ減量・再資源化に向けて活動していただくための必要な情報提供を行い、学習・交流・体験ができる拠点施設としてリサイクル活動の支援を行うことを目的とした施設です。

①環境学習

本市、日進市、東郷町に在住している人を対象として、リサイクル工作教室等を、また、夏休みには子ども向けの教室等を開催しています。

図 3-12 令和 2 年度の開催内容

- 古い紙と着物を使って一閑張りのうちわを作る教室
- 着物地を使ってベストを作る教室
- ガチョウのたまごを使って写真立てをつくる教室
- 間伐材を使ってコースターを作る教室
- ヨーグルトの空き容器とペットボトルキャップを使って水車を作る教室
- 牛乳パックを使ってはがきを作る教室
- ジャムなどの空きびんを使ってアクアリウムを作る教室
- 空き容器を使ってモビール（飾り）を作る教室
- 牛乳パックを使ってうちわを作る教室
- たまごの殻を使ってカードボックスを作る教室
- 椅子の端材を使って革小物（小銭入れ、携帯ストラップ等）を作る教室

②自転車、家具類等のリサイクル

東郷美化センターに搬入された粗大ごみのうち、修理すれば使えるような自転車や家具類を修理して、再利用できるようにそれらを展示して販売するコーナーを設置しています。

ごみを減らす努力を!

粗大ごみのリサイクル



尾三衛生組合エコサイクルプラザでは、粗大ごみとして持ち込まれた自転車や家具を修理し入札方式で販売をしています。また、不用品交換情報ボードでは「譲ります」「譲ってください」リサイクル用品の情報を提供しています。詳しくは尾三衛生組合エコサイクルプラザ: ☎0561-38-2226までお問い合わせください。

③不用品交換情報

家庭で不要になった生活用品、ベビー用品、電化製品など、まだ再利用できるものを情報登録していただき、必要な方へ情報を提供する不用品交換情報ボード（譲ります、譲ってください）があります。



④子ども服、ジーンズの即売

東郷美化センター内資源回収ストックヤードに搬入された衣類の中で、まだ使える子ども服やジーンズのリユースを目的とした展示即売コーナーがあり、開館時は常時行っています。



(7) 東郷美化センターにおける資源化

①ごみ焼却施設

本市の可燃ごみを焼却処理している東郷美化センターごみ焼却施設では、焼却残渣の資源化を実施しています。焼却灰から鉄分を回収して資源化するとともに、焼却灰の一部はセメント原料等として資源化されています（表 3-8）。

表 3-8 東郷美化センターごみ焼却施設 資源化実績 (みよし市分)
(単位 : t)

処理項目		年度					
		H27	H28	H29	H30	R1	
	直接焼却量	15,489	15,260	15,843	15,769	16,005	
	粗大ごみ処理残渣	1,172	1,059	999	630	730	
焼却処理量計		16,661	16,319	16,842	16,399	16,735	
処理後	焼却残渣量	2,144	1,988	1,979	1,736	1,824	
	再生利用	金属類	38	40	37	40	32
		焼却灰セメント原料化	170	269	267	265	264
		その他	30	29	33	33	33

資料 : 各年度 一般廃棄物処理実態調査結果 環境省

②粗大・不燃ごみ処理施設

粗大・不燃ごみ処理施設においては、粗大・不燃ごみを破砕処理し、鉄・アルミを回収して資源化するとともに、陶磁器・ガラスの処理残渣は民間資源化施設でリサイクル造粒砂として再商品化されています (表 3-9)。

表 3-9 東郷美化センター粗大・不燃ごみ処理施設 資源化実績 (みよし市分)
(単位 : t)

処理項目		年度					備考	
		H27	H28	H29	H30	R1		
粗大・不燃ごみ処理量		1,585	1,438	1,391	887	1,032		
処理内訳	可燃残渣	1,172	1,059	999	630	730	焼却へ	
	不燃残渣	194	181	174	82	84	最終処分へ	
	資源化	金属類	219	198	218	165	204	再生利用
		その他	0	0	0	10	14	再生利用

資料 : 各年度 一般廃棄物処理実態調査結果 環境省

③資源回収ストックヤード

平成 28 年 4 月 1 日より、尾三衛生組合内に、資源回収ストックヤードが開設され、表 3-10 に示す回収品目を無料で回収しています。また、新聞紙、雑古紙、段ボールに限り、本市、日進市、東郷町の事業者からの搬入分も回収しています。



表 3-10 資源回収ストックヤード回収品目一覧表

回収品目			
○新聞紙	○CD・DVD ケース	○アルミ缶	○刃物
○雑古紙	○使い捨てライター	○金属製調理器具	○木製割り箸
○紙パック	○使用済スプレー缶	○蛍光灯	○小型家電製品
○その他紙パック	○ぼろ布	○廃食用油	○インクカートリッジ
○段ボール	○再利用びん	○使い捨て乾電池	○水銀入り体温計
○食品白トレイ	○びん	○充電電池	○ペットボトル
○CD・DVD	○スチール缶	○バッテリー	

4 収集・運搬

本市の収集対象地域は行政区域全域であり、定められた分別区分と排出方法に則り家庭から排出された一般廃棄物を収集対象としています。事業系一般廃棄物は、排出者自ら直接搬入もしくは、許可業者により収集されたものを東郷美化センターで受け入れています。

収集方式等は、表 3-11 に示すとおりです。

家庭系ごみの排出は、収集日の当日の午前 8 時 30 分までに、決められた集積場所に、必ずごみ処理手数料が含まれている市の指定袋に入れて排出していただきます。市の指定袋以外だったり、市の指定袋でもごみに袋を貼り付けてあるだけのもの、袋に入りきらずに上からごみ袋を覆いかぶせてあるものなど、ごみ出しマナーが守られていないものは回収できません。

表 3-11 分別区分と収集方式等

区分	処理主体	収集方法	収集頻度		
家庭系ごみ	燃やすごみ	市（委託）	指定袋によるステーション方式	週2回	
	金属ごみ	市（委託）	指定袋によるステーション方式	月2回	
	陶磁器・ガラス	市（委託）	指定袋によるステーション方式	月1回	
	粗大ごみ	市（委託）	戸別方式	週1回	
	再生利用資源	びん	市（委託）	ステーション方式及び拠点方式	ステーション方式…月1回 拠点方式…随時
		かん	市（委託）		
			アルミかん（拠点回収分）		
		ペットボトル	市（委託）		
		古紙類	市（委託）	拠点方式	随時
		古布	市（委託）	拠点方式	随時
		プラスチック製容器包装	市（委託）	指定袋によるステーション方式及び拠点方式	ステーション方式…週1回 拠点方式…随時
		白色トレイ	市（直営）	拠点方式	随時
		廃食用油	市（直営）	拠点方式	随時
		使用済家庭用小型家電製品	市（委託）	拠点方式	随時
	その他	割り箸、スプレー缶、使い捨てライター、自動車・オートバイ用バッテリー、CD・DVD及びCD・DVDケース	市（直営）	拠点方式	随時
陶器	市（直営）	拠点方式	随時		
有害ごみ	乾電池・蛍光灯・水銀体温計	市（直営）	拠点方式	随時	
事業系ごみ （一般廃棄物）	燃やすごみ	排出者 許可業者			
	剪定枝（草ごみ）	排出者 許可業者			
自己搬入 （家庭系、事業系）	燃えないごみ（不法投棄）	排出者			
	粗大ごみ	排出者 許可業者			
	コンクリートがら（家庭系）	排出者			
集団回収 資源ごみ	新聞、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古布、かん、ペットボトル	民間事業者			

5 中間処理

中間処理は、東郷美化センター（尾三衛生組合*）と民間中間処理施設で行っています。
*構成市町：日進市、みよし市、東郷町

（１）尾三衛生組合

東郷美化センターにはごみ焼却施設とリサイクルプラザ、エコサイクルプラザ、資源回収ストックヤードがあります。

①ごみ焼却施設

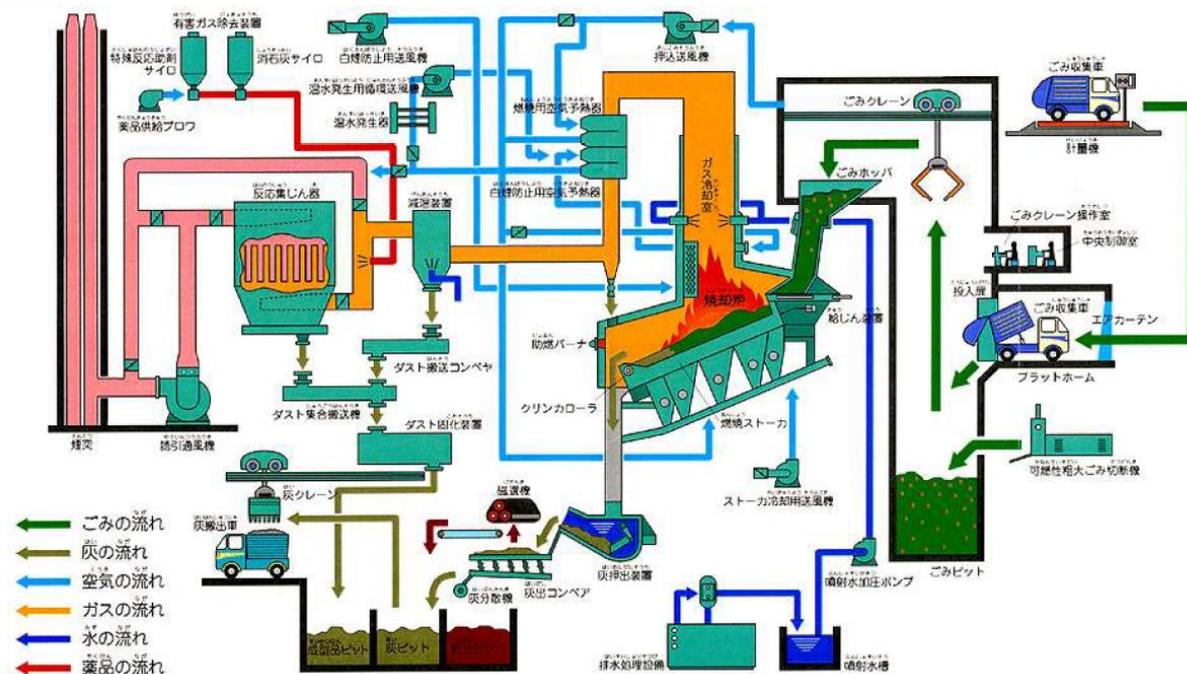
ごみ焼却施設の施設概要を表3-12に、ごみ焼却処理のフローを図3-13に示します。本施設は、排ガス、ごみ臭気、飛灰、排水等公害防止には万全を期しています。また、ごみ焼却によって発生する熱エネルギーを有効利用し、温水発生器により温水を作り、発生した温水によって、施設内の冷暖房・給湯を行っています。また、稼働から22年が経過し老朽化が課題となっていました。基幹改良工事を行い、令和11年度まで延命化しています。

焼却処理量の実績を表3-13、図3-14に示します。

表 3-12 ごみ焼却施設の施設概要

処理能力	200t/日（100t/日×2基）
処理方法	連続燃焼式
竣工	平成9年11月
基幹改良工事	平成27年度～令和元年度

図 3-13 ごみ焼却処理のフロー



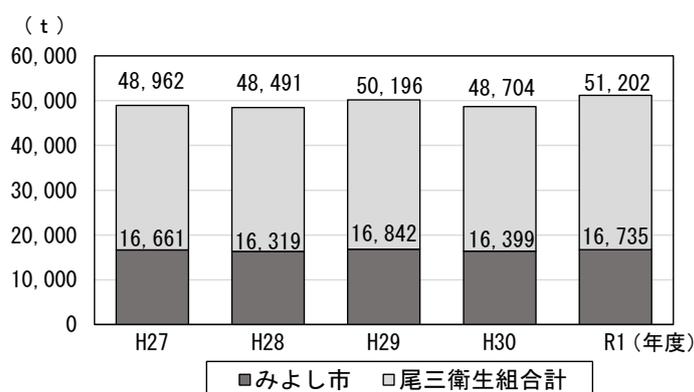
資料：尾三衛生組合ホームページより

表 3-13 東郷美化センターの焼却処理量と焼却残渣量（組合全体とみよし市分）
（単位：t）

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1
焼却処理量	48,962	48,491	50,196	48,704	51,202
みよし市	16,661	16,319	16,842	16,399	16,735
焼却残渣量	6,915	6,823	6,795	6,084	6,338
みよし市	2,144	1,988	1,979	1,736	1,824

資料：組合全体量分：尾三衛生組合ホームページ 各年度ごみ搬入処理状況
みよし市分：各年度 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

図 3-14 東郷美化センターの焼却処理量（組合全体とみよし市分）



資料：組合全体量分：各年度 ごみ搬入処理状況（尾三衛生組合 ホームページ）
みよし市分：各年度 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

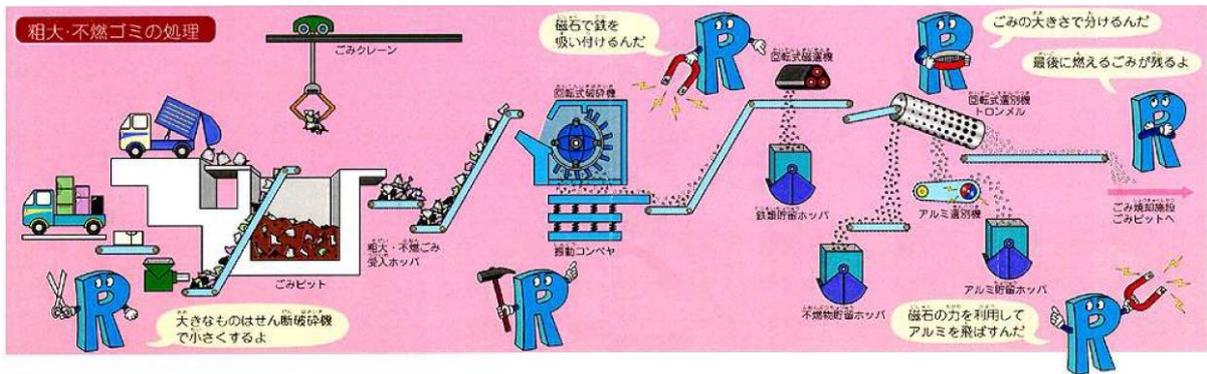
②リサイクルプラザ（粗大・不燃ごみ処理施設）

リサイクルプラザの施設概要を表 3-14 に、処理のフローを図 3-15 に示します。リサイクルプラザでは、再利用可能な粗大ごみは修理・販売し、その他のものは破碎選別し、可燃物・不燃物・鉄類・アルミ類に分類しています。粗大ごみ処理施設の処理量を表 3-15 に示します。

表 3-14 リサイクルプラザの施設概要

破碎方式	高速回転せん断方式
選別方式	電磁石式、回転ふるい目、風力選別式
処理能力	55t/日
竣工	平成 11 年 4 月

図 3-15 粗大・不燃ごみ処理のフロー



資料：尾三衛生組合 ホームページ

表 3-15 東郷美化センターリサイクルプラザの粗大・不燃ごみ処理量
[組合全体]

(単位：t)

処理項目		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
粗大・不燃ごみ処理量		3,989	3,567	3,267	1,913	1,986
処理内訳	可燃物	2,590	2,327	1,978	963	980
	不燃物	627	568	522	288	281
	鉄類	366	329	353	275	330
	アルミ類	50	30	35	26	31
	手選別回収品	356	313	379	361	364

資料：各年度 ごみ搬入処理状況（尾三衛生組合 ホームページ）

[みよし市分]

(単位：t)

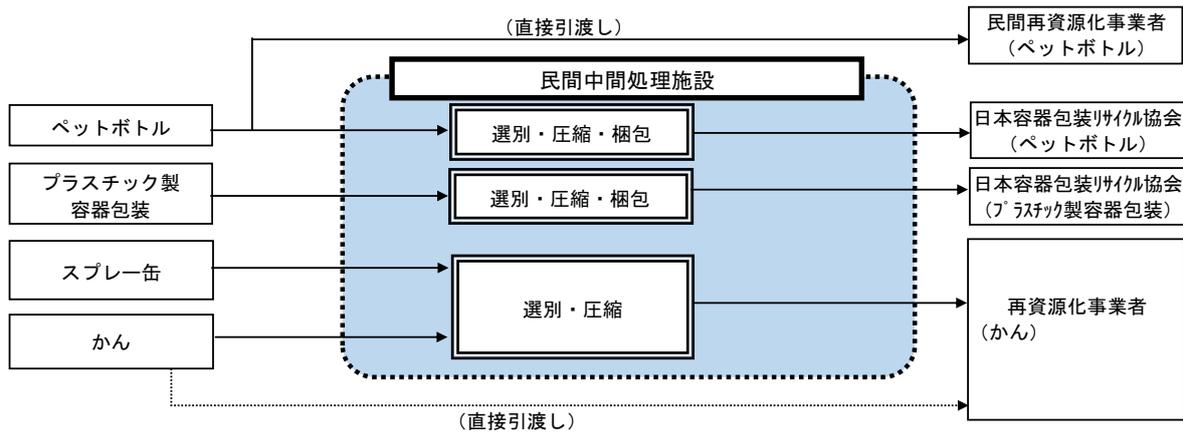
処理項目		年度					
		H27	H28	H29	H30	R1	
粗大・不燃ごみ処理量		1,585	1,438	1,391	887	1,032	
処理内訳	可燃残渣	1,172	1,059	999	630	730	
	不燃残渣	194	181	174	82	84	
	資源化	金属類	219	198	218	165	204
		その他	0	0	0	10	14

資料：各年度 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

(2) 民間中間処理施設

本市では、民間中間処理施設でペットボトル、プラスチック製容器包装の選別・圧縮・梱包、スプレー缶、かん（家庭系ごみ分別収集分）の選別・圧縮を委託で行っています。

図 3-16 民間施設での中間処理フロー



6 最終処分

家庭系及び事業系のごみを尾三衛生組合東郷美化センターで中間処理した後に排出される焼却灰及び不燃性破碎残渣は表 3-16 に示す処理施設において埋立処分します。

また、みよし市不燃物埋立処分場では家庭から排出されたコンクリートがらを、またグリーン・クリーンふじの丘では、リサイクルステーションで回収した陶器及び直接搬入された不燃ごみをそれぞれ埋立処分します。

最終処分場の施設概要を表 3-17 に、最終処分量の実績を表 3-18 に示します。

表 3-16 埋立処分の処理施設

区 分	処理主体	処理施設	処分方法
焼却灰	尾三衛生組合（委託）	(公財)愛知臨海環境整備センター	埋立
		(公財)豊田加茂環境整備公社	埋立
不燃性破碎残渣	尾三衛生組合（委託）	三重中央開発(株)	埋立
		有限会社田切クリーンセンター	埋立
コンクリートがら	みよし市	みよし市不燃物埋立処分場	埋立
燃えないごみ	豊田市（事務委託）	グリーン・クリーンふじの丘	埋立
陶器	豊田市（事務委託）	グリーン・クリーンふじの丘	埋立

表 3-17 最終処分場の施設概要

運営主体	(公財) 愛知臨海環境整備センター	(公財) 豊田加茂環境整備公社
施設名	衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場	御船廃棄物最終処分場
設置場所	知多郡武豊町字旭 1 番及び一号地 17 番 2 の地先公有水面	豊田市御船町山ノ神 56 番地 8
埋立容量	4,570,000 m ³	2,191,000 m ³
設置年月日	平成 23 年 2 月	平成 8 年 9 月
処理対象廃棄物	焼却飛灰	焼却主灰・焼却飛灰
残余容量	2,802,330 m ³ (R 2.3)	436,549 m ³ (R 2.3)
運営主体	三重中央開発(株)	有限会社田切クリーンセンター
施設名	三重リサイクルセンター	南田切処分場
設置場所	伊賀市予野字鉢屋 4713 番地	上伊那郡飯島町田切 2555 他 上伊那郡飯島町田切 2577 他
埋立容量	6,165,896 m ³	—
設置年月日	平成 27 年	—
処理対象廃棄物	不燃性破碎残渣等	不燃性破碎残渣等
残余容量	1,350,000 m ³ (R 2.3)	—
運営主体	みよし市	豊田市
施設名	みよし市不燃物理立処分場	グリーン・クリーンふじの丘
設置場所	みよし市福谷町大阪 1 番地	豊田市藤岡飯野町大川ケ原 1161-89
埋立容量	85,400 m ³	125,000 m ³
埋立開始年度	昭和 61 年度	平成 18 年度
処理対象廃棄物	コンクリートがら	陶器
残余容量	78,814 m ³ (平成 30 年度末)	38,343 m ³ (平成 30 年度末)

資料：各ホームページ 平成 30 年度 一般廃棄物処理事業実態調査（令和 2 年 3 月 愛知県）

表 3-18 最終処分量（みよし市分）

(単位：t)

処理項目	年度					
	H27	H28	H29	H30	R1	
最終処分量計	2,396	2,228	2,175	1,850	1,941	
処分内訳	直接埋立	58	59	22	32	33
	焼却残渣	2,144	1,988	1,979	1,736	1,824
	焼却以外の埋立	194	181	174	82	84

資料：各年度 一般廃棄物処理事業実態調査 愛知県

7 ごみ処理に係るコスト

本市のごみ処理経費は表 3-19 に示すとおりです。ごみ処理経費は平成 28 年度から平成 30 年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度はリサイクルステーションの建設費等があり、986,381 千円となっています。

人口 1 人あたりのごみ処理費用とごみ 1 t あたりのごみ処理費用は図 3-17 に示すとおりです。人口 1 人あたりのごみ処理費用とごみ 1 t あたりのごみ処理費用は増減しながらほぼ横ばいで推移しています。

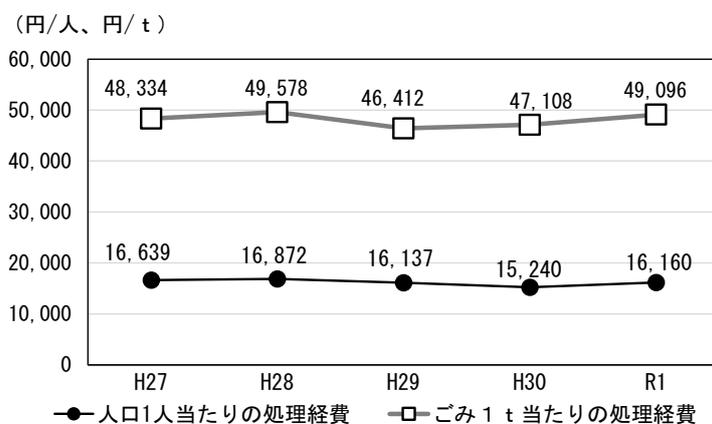
表 3-19 ごみ処理経費

(単位：千円)

項目		年度	H27	H28	H29	H30	R1
建設改良費			0	0	0	3,373	19,361
処理及び 維持管理費	人件費		57,758	60,323	58,403	29,245	37,102
	処理費	収集運搬費	0	0	0	0	0
		中間処理費	0	0	0	0	3,417
		最終処分費	0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬費	481,684	486,094	490,784	490,862	508,887
		中間処理費	1,978	1,662	1,652	3,382	0
		最終処分費	0	0	0	0	0
その他		27,025	34,540	32,513	29,567	34,661	
組合分担金			337,241	335,682	299,962	276,776	279,297
その他			98,736	108,509	102,151	98,740	103,656
合計			1,004,422	1,026,810	985,465	931,945	986,381
		(組合分担金除く)	667,181	691,128	685,503	655,169	707,084
人口1人当たりの処理経費			16,639	16,872	16,137	15,240	16,160
ごみ1t当たりの処理経費			48,334	49,578	46,412	47,108	49,096

※中間処理費は容器包装リサイクルに係る経費で令和元年度から費目を変更している。
資料：各年度 一般廃棄物処理実態調査結果 環境省

図 3-17 人口1人当たり、ごみ1t当たりのごみ処理経費



第4節 ごみ処理の評価

1 分別区分の評価

分別収集する分別区分は、ごみの適正処理の観点から自治体にとって重要な事項です。再生するために分別したものは、分別区分に従って収集・運搬するとともに、適正に再生することができるよう、その体制整備のみならず、再生利用ルートの整備も含めて検討する必要があるからです。また、分別するごみの種類及び分別の区分等分別収集の実施方法については、集積場所の確保、他のごみの収集との関係、収集した資源ごみの再生施設の必要性等のほか、住民協力の得やすさ、地域における再生品市場の状況など多岐にわたる検討が必要となります。

こうした考え方を踏まえると、分別区分の数が多ければよいわけではなく、経済的価値、減量効果、啓発効果などの総合的な評価が必要となります。

標準的な分別収集区分と本市の分別区分は表 3-20 に示すとおりです。

前計画策定時からの変更点はペットボトル、プラスチック製容器包装が分別収集区分となり、類型Ⅲとほぼ同等の分別収集区分となっています。

表 3-20 ごみの標準的な分別収集区分

標準的な分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	みよし市	備考
①資源 回収する 容器	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○	○	分別収集、拠点回収
	①-2 ガラスびん	○	○	○	○	分別収集、拠点回収
	①-3 ペットボトル	○	○	○	○	分別収集、拠点回収
	①-4 プラスチック製容器包装		○	○	○	分別収集、拠点回収
	①-5 紙製容器包装		○	○	△	拠点回収（雑紙）
②資源回収する古紙類・布類の資源ごみ		○	○	○	○	拠点回収
③資源回収する生ごみ、廃食用油等のバイオマス				○	△	拠点回収（食用油）
④小型家電			○	○	○	拠点回収
⑤燃やすごみ（廃プラスチックを含む）		○	○	○	○	分別収集
⑥燃やさないごみ		○	○	○	○	分別収集
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○	○	○	○	拠点回収
⑧粗大ごみ		○	○	○	○	分別収集

分別収集区分が類型Ⅰの水準に達していない市町村にあっては類型Ⅰ又は類型Ⅱを、類型Ⅰ又はこれに準ずる水準の市町村にあっては類型Ⅱを、分別収集区分の見直しの際の目安とする。同様に、類型Ⅱ又はこれに準ずる水準の市町村、その他の意欲ある市町村にあっては、さらにバイオマスの有効利用の観点から分別収集区分を見直すこととし、その際には類型Ⅲを分別収集区分の目安とする。

※みよし市は令和2年度現在

資料：「ごみ処理基本計画策定指針 H28.9 環境省」

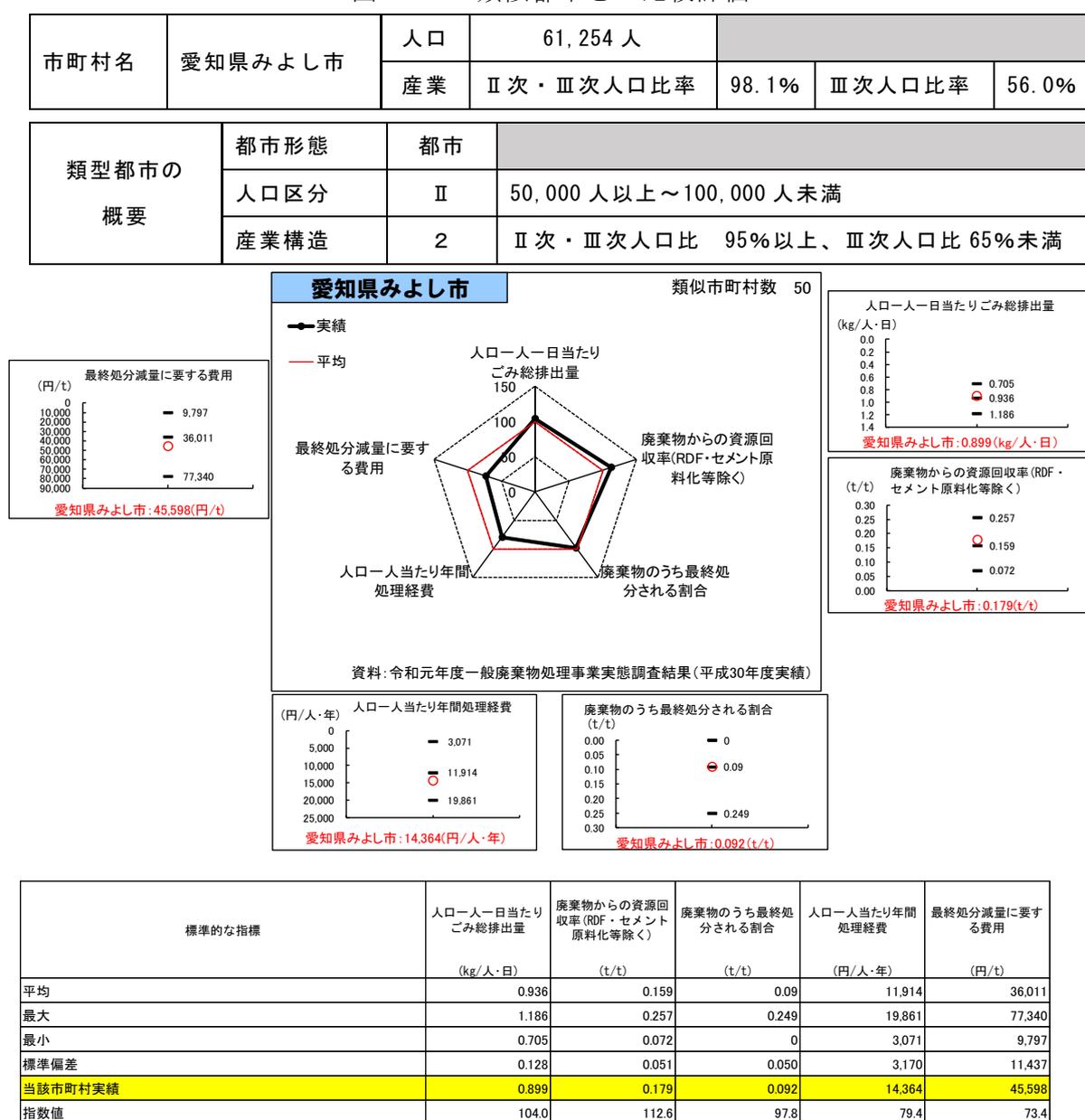
2 システム分析による類似都市との比較評価

本市のごみ処理状況を評価するため、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成30年度実績版）環境省（以下、「評価支援ツール」といいます。）」を用います。

システム評価として、全国の市町村から都市形態区分・人口・産業構造が類似している市町村を類似都市として比較評価を行います。本市は『都市Ⅱ-2』に該当し、類似市町村数は50都市です。

評価項目は、①人口1人1日当たりごみ総排出量、②廃棄物からの資源回収率、③廃棄物のうち最終処分される割合、④人口1人当たり年間処理経費、⑤最終処分減量に要する費用の5つとします。その結果は図3-18に示すとおりです。

図 3-18 類似都市との比較評価



資料: 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（平成30年度実績版）環境省

[評価結果]

- ①人口1人1日当たりごみ総排出量は、899g/人・日で平均（936g/人・日）より37g少ない状況（良好）です。
- ②廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）は、17.9%で平均（15.9%）より2ポイント高い状況（良好）です。
- ③廃棄物のうち最終処分される割合は、9.2%で平均（9%）とほぼ同じ状況です。
- ④人口1人当たり年間処理経費は、14,364円で平均（11,914円）より2,450円高い状況です。
- ⑤最終処分減量に要する費用は、45,598円で平均（36,011円）より約9,600円高い状況です。

本市では一般廃棄物処理システムとして、類似都市よりごみ処理経費が高くなっている傾向があります。

3 前計画の減量目標の達成状況

前計画の目標値と現況の達成状況を以下に示します。

①ごみ減量の目標値

年度 目標	H28（実績）	R1（実績）	R2（目標）	備考
1人1日当たりの家庭系（収集+自己搬入）ごみ排出量	554g/人日	521g/人日	500g/人日	H28年度実績より約10%の減量

※資源を含まない

1人1日当たりの家庭系（収集+自己搬入）ごみ排出量の原単位の令和元年度の実績は521gです。令和2年度の目標年度まで、さらに21gの減量が必要であり、現時点で、目標値の達成は難しいと思われます。

②資源化の目標値

年度 目標	H28（実績）	R1（実績）	R2（目標）	R8（目標）
リサイクル率	21.1%	19.4%	27%	27%

令和元年度のリサイクル率の実績は19.4%です。

2R（リデュース、リユース）を優先した循環型社会の構築を進める中では、容器包装の軽量化などの企業努力や、水筒使用による使い捨て容器の削減等市民の行動などの浸透により、リサイクル率は増加傾向にはなく、今後の増加も見込めないと考えます。

発生抑制の推進や、容器包装の軽量化等の企業努力のなか、資源化の目標はリサイクル率より、資源化できるものを廃棄しない（分別の徹底）などの指標が必要と思われます。

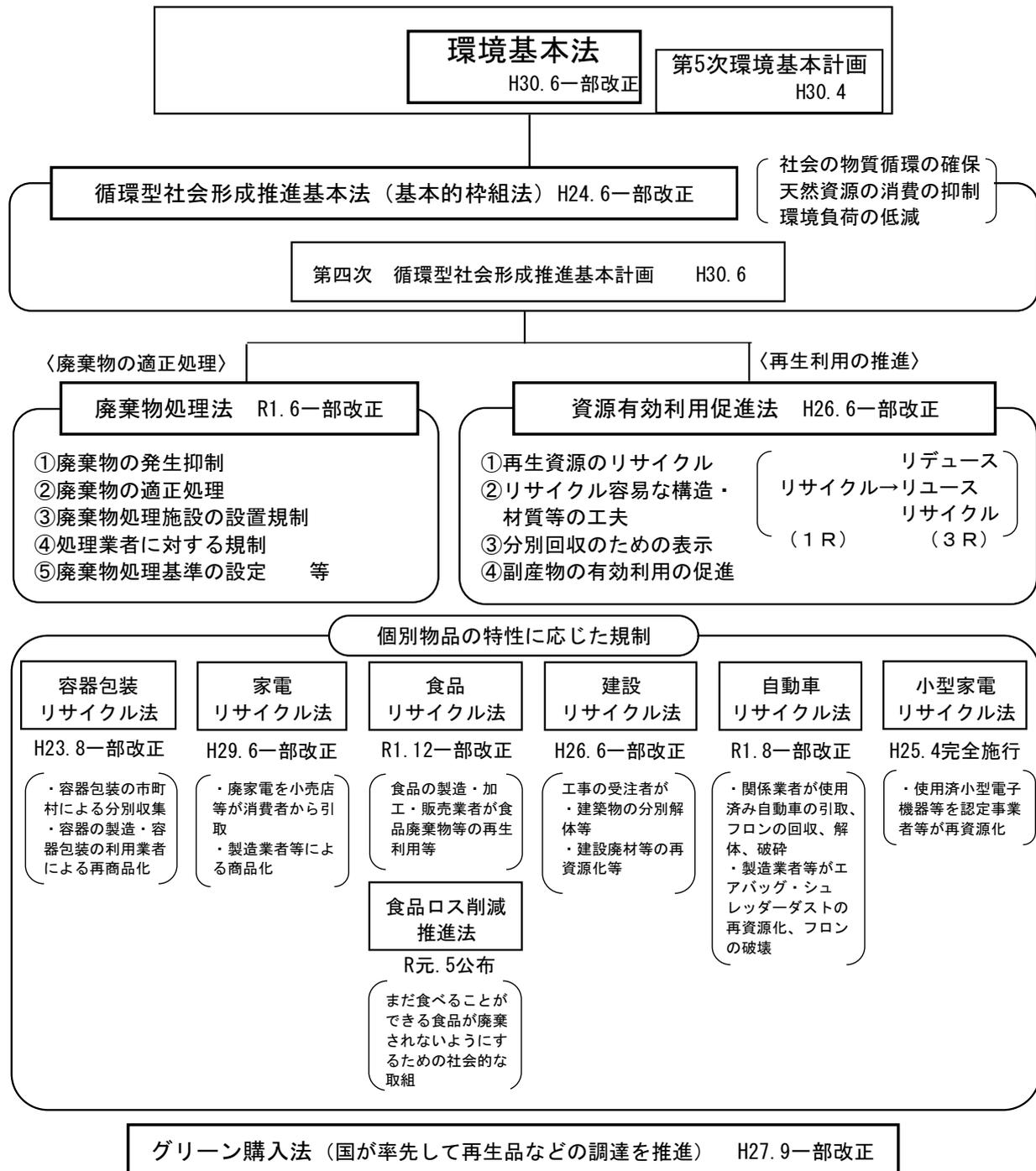
第5節 関係法令等

廃棄物に関する法体系は図 3-19 に示すとおりです。

環境基本法を上位法とし、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法などからなり、循環型社会の構築を支えています。

本計画は廃棄物処理法に基づき策定します。

図 3-19 廃棄物関係法令



1 第四次循環型社会形成推進基本計画

策定機関	国
策定期期	平成 30 年（2018 年）6 月 19 日閣議決定
概要	<p>循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条第 2 項に基づき、①循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針、②循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたもの。</p> <p>[循環分野の課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆原発事故により放出された放射性物質による環境汚染からの再生と復興 ◆大規模災害の頻発と対策の遅れ ◆国民の意識の変化 ◆資源循環及び適正処理の担い手の確保
目標値	<p>全体像に関する指標（目標年次：2025 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源生産性：約 49 万円/トン（2000 年度の約 2 倍） ・最終処分量：約 1,300 万トン（2000 年度から約 77%減） ※一般廃棄物の最終処分量：約 320 万トン（2000 年度から約 70%減） ・入口側の循環利用率：約 18%（2000 年度の約 1.8 倍） ・出口側の循環利用率：約 47%（2000 年度の約 1.3 倍）（2025 年度目標）
循環型社会の 中期的な イメージ	<p>【抜粋】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">持続可能な社会づくりとの統合的取組</p> <p>将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑誰もが持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ☑環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上 <p>取組の進展に関する指標・目標の例</p> <p>[循環型社会ビジネスの市場規模] ➡2000 年度の約 2 倍]（2025 年度目標）</p> <p>[家庭系食品ロス量] ➡2000 年度の半減（2030 年度目標）</p> <p>[事業系食品ロス量] ➡2000 年度の半減（2030 年度目標）【予定】</p> <p>※食品リサイクル法の基本方針（案）より</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化</p> <p>将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用しつつ、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等を目指す ☑災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり <p>取組みの進展に関する指標・目標の例</p> <p>[1 人 1 日当たりのごみ排出量] ➡約 850g/人日（2025 年度目標）</p> <p>[1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量] ➡約 440g/人日（2025 年度目標）</p> <p>[事業系ごみ排出量] ➡約 1,100 万トン（2025 年度目標）</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">適正処理の更なる推進と環境再生</p> <p>将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑廃棄物の適正処理システム、体制、技術が適切に整備された社会 ☑海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の土地の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会 ☑東日本大震災の被災地の環境を再生し、未来志向の復興創生 <p>取組みの進展に関する指標・目標の例</p> <p>[不法投棄、不適正処理の発生件数、一般廃棄物最終処分場の残余年数]</p> <p>➡20 年分を維持（2022 年度目標）</p> </div>

各主体の 連携と 役割	<p>【抜粋】</p> <p>循環型社会の形成のため、多様な主体がそれぞれの役割を果たし、連携・協働して問題の解決に向けて取り組む必要がある。</p>
	<p>地方公共団体の役割</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 住民の生活に密着した循環システムの構築（市町村） <input checked="" type="checkbox"/> 自らも事業者として、循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行 </p> <p><具体的な内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックの排出抑制に向けた周知 ・食品ロス削減のための地域全体での取組み推進 ・廃棄物の分別収集の徹底 ・災害廃棄物処理計画の策定 ・地域における環境教育、環境学習の場の提供
	<p>国民の役割</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていく <input checked="" type="checkbox"/> 消費者として、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画 </p> <p><具体的な内容の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無駄なものを買わない ・マイボトルの利用等による容器包装の削減 ・食材の使いきり等による食品ロスの削減 ・ルールに従い適正に廃棄物を排出
	<p>事業者の役割</p> <p><生産者></p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 法令遵守を徹底し、排出事業者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理を防止 <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物等の適正な循環利用・処分に係る取組みへの貢献や、情報公開など透明性を高める努力 </p> <p><廃棄物処理業者></p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 生活環境の保全と衛生環境の向上を確保し、廃棄物から有用資源を積極的に回収し循環利用する </p> <p><金融機関や投資家></p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 循環型社会づくりに取り組む企業等に的確に資金を供給 </p> <p><事業者団体></p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 自主的に業種に応じた目標設定すること等により、事業者全体の取組をより深化させる </p>

2 県の廃棄物に関する計画

(1) 愛知県廃棄物処理計画

策定機関	愛知県
策定期間	平成 29 年 3 月
計画期間	平成 29 年度～令和 3（平成 33）年度
概要	<p>廃棄物の減量化や資源化が進み、廃棄物の発生量は増加傾向にあるものの、最終処分量は減少傾向にある。しかし、一般廃棄物の「再生利用率」は平成 22 年度をピークとして減少傾向であり、「処理しなければならぬ 1 人 1 日当たりのごみの量」も 23 年度以降下げ止まり傾向で、ほぼ横ばいのため、前計画（平成 24 年度～28 年度）の目標が困難な状況であり、見直しを含めた検討が必要である。</p> <p>こうしたことから、廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物については再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行うとともに、最終的に廃棄物となるものは適正に処理するという基本的な考えの下、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に規定する基本方針に即して「愛知県廃棄物処理計画」を新たに策定するものとする。</p>

目 標 値	○一般廃棄物の減量化目標の設定	
	平成 33 年度の減量化目標を以下のとおりとする。	
	排出量	平成 26 年度に対し、約 6 %削減する。
	再生利用率	平成 26 年度の約 22%から約 23%に増加させる。
	最終処分量	平成 26 年度に対し、約 7 %削減する。
その他	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 グラムとする。	

(2) 第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画

策定機関	愛知県
策定期期	平成 21 年 3 月
計画期間	平成 20 年度～平成 29 年度
概 要	<p>焼却能力 100t/日以上を基準として、県内を 24 ブロックに、また焼却能力 300 t /日以上を基準として、県内を 13 ブロックに区割りを行い、市町村は、ブロック毎に広域化ブロック会議を設置し、ブロック内におけるごみ処理の広域化を具体的に推進するための広域化実施計画を策定し、300 t /日以上全連続炉への集約化を目指すこととしている。</p> <p>○ブロック構成市町村〔尾張東部・尾三ブロック〕瀬戸市、尾張旭市、長久手市、日進市、みよし市、東郷町</p> <p>○整備計画 尾張東部衛生組合晴丘センターごみ焼却施設と尾三衛生組合東郷美化センターを統合する計画がある。</p>

第6節 課題の整理

本市のごみ処理に係る現状から、本市の中・長期的課題を以下に整理します。

1 ごみの減量化・資源化

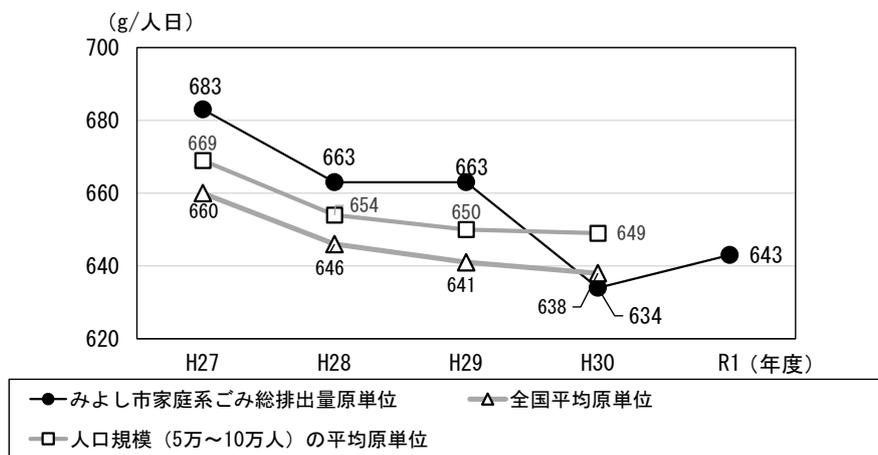
(1) ごみ排出量の削減

本市のごみ総排出量（1人1日当たりのごみ総排出量）は類似都市との比較では良好ですが、令和元年度（R1）の家庭系ごみ総排出量が増加しています。

また、前計画のH28年度実績値からごみ排出量は減少しているものの、現状のままでは、令和8年度の減量目標の達成は難しいと思われます。

ごみ排出量が減少していく要因、増加した原因などを把握し、ごみの排出抑制など、さらに、ごみ排出量の削減に取り組む必要があります。

図 3-20 1人1日当たりの家庭系ごみ総排出量の推移（再掲）



資料：日本の廃棄物処理 平成30年度版 令和2年3月 環境省

(2) 生ごみの削減

① 食品ロスの削減

本市ではごみの排出抑制と減量化の施策により、前計画のH28年度実績値からごみ排出量の減少など効果が認められます。

今後はこれまでの施策に加え、世界的にも大きな問題となっている食品ロスの削減について、本市においても積極的に食品ロスの削減に取り組む必要があります。なお、国の第四次循環型社会形成推進計画で、「家庭系食品ロス量を2030年度には2000年度の半減」が目標として掲げられています。



食品ロスの削減は市民、事業者、行政の連携が重要であることや、現在のごみ処理の現状からは食品ロスの削減は効果の評価が難しいため、削減の評価方法も含めた施策の取組が必要です。

②生ごみ処理機活用の拡充

平成 12 年度から実施している生ごみ処理機購入費補助金交付制度は、可燃ごみの削減、資源化に重要な施策です。

効果検証のために、過去の生ごみ処理機購入補助金交付者を対象にアンケート調査を実施し、生ごみ処理機の活用状況を確認することが必要です。

その結果、使用方法のアドバイスの提供、生ごみ減量講習会などを開催するなど、生ごみ処理機購入費補助金交付制度の効果を上げること、また、補助金交付制度の周知徹底を行い、生ごみ処理機の活用世帯の拡充等が必要です。

(3) プラスチック類の削減

食品ロスとともに削減が大きな課題であるプラスチック類について、本市では平成 21 年度にレジ袋無料配布の中止、令和 2 年 4 月から「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始しており、また、全国的には令和 2 年 7 月からすべてのプラスチック製レジ袋が有料化になるなど、国をあげての取組が実施されています。

本市域内での長年の取組による削減状況や効果など市民への情報提供が必要です。

(4) 資源ごみの分別収集・拠点回収

ごみ排出に対しては、2R※（リデュース、リユース）を優先して取り組みますが、それでもごみとして排出される資源化可能なものは、それが資源としてなるべくリサイクルされることが重要です。本市の資源ごみはステーション方式による分別収集、リサイクルステーションみよし（市内3施設）で随時回収する拠点方式、その他の拠点による拠点回収と多様な排出方法が選択できるようになっています。

※循環型社会を構築するためごみを削減する取組として、①発生抑制（リデュース (Reduce) ; 減らす）、②再使用（リユース (Reuse) ; 繰り返し使う）、③再生利用（リサイクル (Recycle) ; 再資源化する）の3つの頭文字をとったものを「3R」と呼びます。この3Rのうち、①発生抑制（リデュース (Reduce) ; 減らす）、②再使用（リユース (Reuse) ; 繰り返し使う）は、環境負荷が少なく、低炭素社会の実現にも重要なことから、③再生利用（リサイクル (Recycle) ; 再資源化する）より優先順位が高い取組で特に「2R」と呼ばれています。



①紙類の資源化

新聞紙、紙製容器包装、段ボールなどの紙類の資源化はリサイクルステーション等

の拠点回収、もしくは集団回収と限定的な状況です。一方で、リサイクルステーション以外にも新聞店の古新聞回収や民間のリサイクル事業者の回収など民間等の回収方法が増えています。ただし、民間による紙類の回収は回収実績が把握できない場合が多いので、市民の活動を実績として計上できるような実績把握方法の検討が必要です。

②資源物回収実績

市民の行動に直結している資源などのごみ収集量（回収量）実績の情報が市民にとっては分かりにくいものとなっています。さらにごみの減量化・資源化を進めていくためには、市民に分かりやすく整理した実績の提供機会を増やすことが必要です。

2 ごみの適正処理

(1) 収集・運搬

本市はステーション方式で、ごみ処理手数料を含む市指定袋を使用して燃やすごみ、プラスチック製容器包装、金属ごみ、陶磁器・ガラスとコンテナを使用してびん・かん、ネット袋を使用してペットボトルの分別収集を実施し、粗大ごみは電話予約による有料戸別収集を実施しています。

また、リサイクルステーション等で多くの種類の資源物を拠点回収しています。

①ごみ処理手数料の適正化

本市の市指定袋は大袋が10枚150円で、尾三衛生組合を構成する日進市、東郷町と同じ金額となっています。愛知県では市町村の有料化実施率が約37%であることから、本市は県内ではいち早く有料化に取り組んでいます。

市指定袋の価格については定期的に見直しを実施していますが、引き続き定期的に見直しを実施することが重要です。

表 3-21 愛知県、全国家庭ごみ有料化実施状況

項目		集計対象			
		有料化実施状況			
		市区	町	村	合計
愛知県	市町村数	15	3	2	20
	実施率	39.5%	21.4%	100%	37.0%
全国	市町村数	471	517	120	1108
	実施率	57.8%	69.6%	65.6%	63.6%

※平成30年10月現在

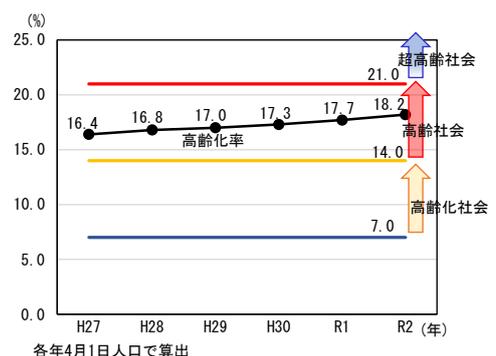
資料：全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況（2018年10月現在）

山谷修作（元東洋大学教授）ホームページ

②高齢社会等への対策

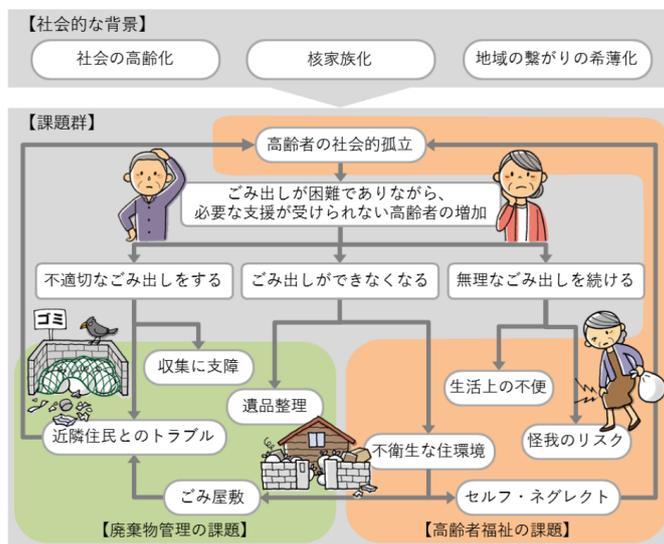
本市でも遠くない将来、超高齢社会（高齢化率が21%超）を迎えることが予測されます。細かな分別を実施すること、地区のごみ集積場所までごみを運ぶことが困難となる世帯が今後増えることが想定されます（図3-21）。

本市では将来に備え、ごみを集積場所まで出す



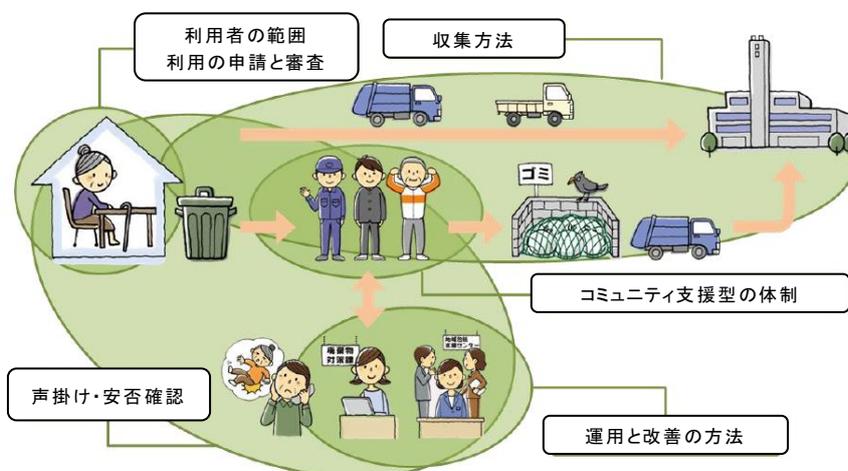
ことが困難な高齢者や障がい者に対し、ごみ出し支援など、福祉部門と連携してごみ集積場所までのごみ出し部分の対応の検討が必要です。

図 3-21 高齢者のごみ出しを巡る課題



資料：高齢者ごみ出し支援ガイドブック平成 29 年 5 月 国立環境研究所

図 3-22 ごみ出し支援制度として検討すべきこと



資料：高齢者ごみ出し支援ガイドブック平成 29 年 5 月 国立環境研究所 加工

(2) 中間処理

① 広域

尾三衛生組合の東郷美化センターは平成 9 年度竣工以来老朽化が進んでいましたが、令和元年度に基幹改良工事が終了し、令和 11 年度まで延命化しています。

一方、愛知県ではごみ焼却施設の新たな整備において「第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成 21 年 3 月 愛知県）」によると「尾張東部衛生組合晴丘センターごみ焼却施設と平成 30 年度以降に統合」となっています。

次期ごみ処理施設の設備計画は、計画から稼働開始までかなりの時間を要します。特に新たな広域化により共同でごみ処理を実施する場合、処理するごみの内容物、資源ごみの種類などすり合わせし解決しなければならない項目が数多く生じます。

そこで、尾張東部衛生組合「晴丘センターごみ焼却施設」との統合について、長期的な取組として県や関係市町と継続的な協議をしていく必要があります、現在「尾張東部・尾三地域広域化ブロックごみ処理における広域化計画」を策定中（令和3年3月完成予定）です。

②最終処分

最終処分については、市内外の最終処分場で処分している状況にあります。

最終処分場は埋立容量がひっ迫しても、次期の処分場を整備することは容易ではありません。

そのため、既存の最終処分場を少しでも長く、大事に稼働していくことが重要で、今後も最終処分量の削減に努める必要があります。